

午前9時30分開会

---

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、おはようございます。

暑いので、上着は適宜にお願いしたいと思います。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和6年第4回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、萩原代表監査委員におかれましてもご出席をいただき、併せてお礼を申し上げます。

9月に入り、朝晩大分涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いております。

今年の夏は特に猛暑日が続き、高齢者などの熱中症が心配されるところであります。

そんな中、8月22日に発生した非常に強い台風10号は、日本列島に記録的な大雨や暴風をもたらし、多くの被害が発生いたしました。被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

全国各地では、台風や猛暑の影響により、ゲリラ豪雨や落雷などが頻発し、極めて短時間に住宅浸水や土砂災害が発生し、深刻な被害をもたらしています。自然の力の恐ろしさを見るにつけ、日頃からの防災・減災対策への取組の大切さを痛感させられました。

また、新型コロナウイルス感染症も昨年5月には5類の感染症に位置づけられ、日常生活や経済状況等、平時を取り戻しつつある中、各種行事に参加する機会が多くなると思いますが、利根沼田地域では、県内でも多くのコロナ感染者が出ております。体調管理には十分留意されますよう、お願い申し上げます。

さて、令和5年度の決算認定につきましては、議会が決定した予算が適正に執行されたか審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、村民に代わって行政効果を評価する極めて重要な案件でありますので、慎重審議いただきますようお願いいたします。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましては各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、

村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、6月24日は、横浜市との友好交流締結10周年の記念式典が横浜市役所で開催され、議員全員で出席してまいりました。

26日は、アメリカ・イーグルポイント市から子供たちが来村し、歓迎会が行われ議員全員で出席いたしました。引率で来村されたマイケル議長とは1年ぶりの再会となりました。

7月9日は、議会運営委員会で埼玉県滑川町に、議会基本条例等について視察をしてまいりました。議会基本条例のほか、人口減少対策など有意義な意見交換ができました。

10日は、村づくり協力委員会と合同で毎年実施している花いっぱい運動を行い、終了後には農業委員会と村有林の下草刈り等を行いました。

13日は、友好交流協定を結ぶ玉村町の花火大会に招待され、議員全員で参加し、玉村町議会と交流を深めてまいりました。

24日には、群馬県が主催する未来構想フォーラムが利根沼田文化会館で開催され、山本知事進行の下、利根沼田の首長が登壇し、利根沼田の課題や現状、今後の政策等について意見交換が行われました。

26日は、群馬県議会議長会理事会が市町村会館で行われ、今後の議会活動や研修会等について協議してまいりました。

30日は、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会総会に文教産建常任委員長と出席してまいりました。

翌31日は、中学生海外交流事業壮行会が開催され、文教産建常任委員が出席し、激励してまいりました。

8月24日は、群馬県消防ポンプ操法競技大会が開催され、昭和村第1分団がポンプ車の部に出場し、見事優勝されました。分団長をはじめ分団員の方々、長い期間、本当にお疲れさまでした。

26日は、議会でキャノン電子赤城事業所の視察に参りました。橋元社長をはじめ幹部の方々に説明をしていただき、環境に配慮した企業の取組など大変参考になりました。

30日は、利根郡議会議員・事務局長研修会がみなかみ町で開催され、議員の成り手不足等について研修してまいりました。

さて、今定例会におきましては、諮問1件、議案6件、認定6件、報告3件、合計16件

の議案が村長より提出されております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力を申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第4回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。  
村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第4回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜り開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、8月末から迷走を続けた台風10号は、速度が非常に遅く、また、台風本体から離れた地域でも大雨をもたらしたことで、全国各地に甚大な被害をもたらしました。幸いにも昭和村では大きな被害はありませんでしたが、各地で被害に遭われた方々に対しお見舞いを申し上げます。

ところで、現在、パリでパラリンピックが開催されておりますが、パラリンピックの前に開催されましたパリ・オリンピックでは、昭和村の元教育長、角田勝美さんのお孫さんである角田夏実さんが柔道女子48キログラム級で見事金メダルを獲得いたしました。この金メダルはパリ・オリンピックでの日本選手第1号であり、夏のオリンピックで日本人選

手が獲得した通算500個目の記念すべきメダルとなりました。

角田さんは3年前に開催された東京オリンピックには出場することができず、主戦場であった52キログラム級から階級変更を行っての出場とのことで、大変な努力をされたことと思います。私個人的にも努力の重要性を再認識させていただきました。改めまして、金メダル獲得おめでとうございます。引き続きのご活躍を祈念いたします。

それでは、6月議会定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月24日ですが、横浜市友好交流自治体周年記念式典に出席してまいりました。横浜市との友好交流を締結して10年がたち、改めて共同宣言を行いました。

26日は、アメリカ・イーグルポイント市からマイケル議長をはじめ15名が来村されました。

7月5日は、茨城県取手市を表敬訪問いたしました。8月10日には「とりで利根川大花火」に招待され、出席いたしました。

10日は、議員の皆様や農業委員、村づくり協力委員の方々と花いっぱい運動や草刈り作業を行いました。

13日は、玉村町で開催された田園夢花火たまむら花火大会に議員の皆様と参加してまいりました。

24日は、山本知事主催の未来構想フォーラムに出席いたしました。利根沼田の首長と登壇し昭和村の現状を説明してまいりました。

30日は、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会の総会に出席いたしました。

8月2日は、赤城林間学園で横浜市教職員初任者研修が開催され、講和を述べさせていただきました。

5日、6日と関東大会に出場する昭和中の野球部と女子柔道部の生徒たちから表敬訪問を受けました。

8日は、山本知事と町村長との意見交換会に出席いたしました。苦勞されている農業関係者に対する支援を働きかけてまいりました。

19日から3日間にわたり、令和5年度の決算審査を受検いたしました。萩原代表監査委員、永井監査委員におかれましてはお忙しい中、細かく審査していただき誠にありがとうございました。

24日は、群馬県消防ポンプ操法競技大会に第1分団が出場され、見事優勝されました。選手はもとより、分団長をはじめとする分団員、そして家族や地域の皆様の協力があったることと思います。長い期間の練習、本当にお疲れさまでした。

26日は、議員の皆様とキャノン電子株式会社赤城工場を視察し、午後は議会全員協議会に出席いたしました。

28日は、群馬県道路協会による市町村道路整備事業の事業費確保に向けて県選出国會議員等へ要望活動を行ってまいりました。

9月に入りまして、4日は昭和中学校の生徒2名が群馬ダイヤモンドペガサスジュニアに選抜され、関東大会に出場するとのことで表敬訪問を受けました。

さて、本定例会にお願いをいたします案件につきましては、議案では協定の一部変更1件、補正予算3件、契約締結案件2件、そして、令和5年度の決算認定6件、報告3件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問1件をご審議いただくものであります。

決算認定につきましては、決算審査意見書を踏まえた中で、議員各位からご意見をいただき、今後の事業執行や来年度の予算編成に反映させていきたいと考えております。十分ご審議をいただき、原案の通り可決くださいますようお願いを申し上げます。

開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番議員、林幸司君、10番議員、加藤生君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の件について

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6日より19日までの14日間とし、この間十分議会活動をしていただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日より19日までの14日間と決定い

たしました。

これより議案審議に入ります。

---

◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（片柳悦夫君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります森峯子さんが、本年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、諮問するものであります。

推薦に当たりまして、人権擁護委員は、村議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から村議会の意見を聞いて推薦することとされております。

森峯子さんにつきましては、長年教育現場でご活躍されたご経験を生かし、小中学校での人権教育の啓発活動、また地域での人権擁護の推進にご尽力いただいておりますので、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただけると期待しております。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します

[発言する者なし]

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任と認め、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、諮問第1号は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎日程第4 議案第48号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第48号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第48号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の協定は、令和2年度に締結した定住自立圏形成協定の「生活機能の強化に係る政策分野における福祉」の項目について、子育て環境の充実に向け、生後3か月から小学校卒業までの児を預けられる体制を整備し、子育て世帯の負担軽減に取り組むため、本協定

の一部を改正するものであります。

今般、沼田市と協定改定の協議が調ったことから、定住自立圏形成協定を改正することについて、昭和村議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第48号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第5 議案第49号 昭和村消防団第5分団小型ポンプ車購入契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第49号 昭和村消防団第5分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第49号 昭和村消防団第5分団小型ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第5分団の小型ポンプ車の購入契約の締結であります。

8月23日に指名競争入札を実施し、落札者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第5分団の小型ポンプ車は平成15年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車

両に更新し、年度内の配備を目指し、事業を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより議案第49号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号 昭和村消防団第5分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第50号 昭和村消防団第10分団小型ポンプ車購入契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第50号 昭和村消防団第10分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第50号 昭和村消防団第10分団小型ポンプ車両購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第10分団の小型ポンプ車の購入契約の締結であります。

8月23日に指名競争入札を実施し、落札者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第10分団の小型ポンプ車は平成15年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新し、年度内の配備を目指し、事業を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより議案第50号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号 昭和村消防団第10分団小型ポンプ車購入契約締結についてを採

決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第51号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第51号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第51号 令和6年度昭和村一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ3億8,418万9,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を51億4,005万1,000円とするものであります。

まず、歳入であります。11款地方交付税は、普通交付税の交付額の確定により、1億671万1,000円の増額となります。

15款国庫支出金1項国庫負担金は、障害者総合支援国庫負担金が75万円の増額、2項国庫補助金は、定額減税調整給付に充てる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などにより、5,313万9,000円の増額となります。

16款県支出金1項県負担金は、障害者総合支援県費負担金が37万5,000円の増額、2項県補助金は、小規模農村整備事業補助金の増などにより、1,215万6,000円の増額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税の寄附実績により、1億円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により、財政調整基金繰入金が9,472万3,000円の減額、特産品返礼品事業に充てるため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が1億7,634万円の増額となります。

21款諸収入3項雑入は、標準化対応のため、デジタル基盤改革支援補助金が2,973万円の増額となります。

22款村債は、臨時財政対策債の額の確定により、28万9,000円の減額となります。

次に、歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で職員の人事異動による人件費の減や、アナログ規制支援業務委託、ふるさと納税の特産品返礼事業の増などにより、1億7,834万6,000円の増額となります。

3目財政管理費は、緑の大地ふるさとしょうわ基金積立金が1億円の増額、5目財産管理費は、シルバー人材センターに村有地の樹木等の伐採を委託するため、50万円の増額、6目企画費は、宅地分譲事業の分筆登記や構造物等の撤去等を行うため、541万5,000円の増額、10目諸費は、生越住民センター、大河原住民センター、松ノ木第一住民センターの改修に伴う補助金として、355万8,000円の増額、11目地域活性化センター費は、消防設備等の修理を行うため、33万7,000円の増額となります。

2項徴税费は、職員の人事異動により職員人件費が234万円の減額、3項戸籍住民基本台帳費は、職員の人事異動により、職員人件費が420万5,000円の増額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で職員の人事異動や定額減税調整給付などにより5,907万7,000円の増額、3目障害福祉費は、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修や重度身体障害者の高額な補装具申請が重なったため、287万5,000円の増額となります。

2項児童福祉費は、前年度の事業費確定に伴う返還金や保育園の会計年度任用職員の新規雇用により、343万4,000円の増額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、職員の人事異動やこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得費用の追加などにより、199万5,000円の減額、2項環境衛生費は、職員の人事異動により職員人件費が54万6,000円の増額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、2目農業総務費で、職員の人事異動により職員人件費が761万円の増額、3目農業振興費は、トウキ栽培の設備補助として、薬用作物生産基盤

強化対策補助金が20万円の増額、5目農地費は、小規模農村整備事業による貝野瀬桐久保地区の排水路工事費等で2,875万1,000円の増額、6目農村整備事業費は、赤城西麓の管理費の見直しにより、基幹水利施設管理事業費負担金が112万3,000円の増額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、1目道路橋梁総務費で、職員の人事異動により、職員人件費が92万円の減額、2目道路維持費は、村道生越清水線のトンネル内の照明の修繕や貝野瀬桐久保の排水路工事を小規模農村整備事業で行うことになったことなどにより、610万円の減額となります。

9款消防費1項消防費は、3目消防施設費で、地下式消火栓を地上式消火栓に変更するため、206万円の増額、5目災害対策費はJアラートのアンテナを設置等するため、356万2,000円の増額となります。

10款教育費1項教育総務費は、職員の人事異動により、職員人件費が418万1,000円の減額、2項小学校費は、南小学校の保健室のエアコン修理費用として、88万円の増額、3項中学校費は、昭和中野球部及び女子柔道部の関東大会出場に伴う補助金として65万8,000円の増額、6項保健体育費は、職員の人事異動により、職員人件費が341万2,000円の減額となります。

以上が今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第51号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第8 議案第52号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第52号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第52号 令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ140万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を12億3,346万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。3款国庫支出金1項国庫補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修及び周知費用に対する補助として、社会保障税番号制度システムの整備費補助金が113万4,000円の増額となります。

4款県支出金1項県補助金は、昨年度制度化された国民健康保険税の産前産後保険料免除制度に関するシステム改修の補助として、特別調整公布金が19万8,000円の増額となります。

7款繰入金2項基金繰入金は、国民健康保険基金繰入金が7万6,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う「資格情報のお知らせ」の配布及びシステム改修費用や、産前産後保険料免除制度に対応させるためのシステム改修費用により140万8,000円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第52号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第9 議案第53号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第53号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第53号 令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたしました補正予算は、歳入・歳出それぞれ730万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を7億9,187万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります。9款繰入金2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で730万円の増額となります。

次に、歳出であります。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は前年度支払い基金交付金の精算に伴う返還金等で、730万円の増額となります。

以上が今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。なお、必要に応じては、担当課から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第53号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

10時40分に再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前10時22分休憩

午前10時39分再開

○議長（片柳悦夫君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第10 認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第10、認定第1号から日程第15、認定第6号までは関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、日程第10、認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について、日程第11、認定第2号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第12、認定第3号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第13、認定第4号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第14、認定第5号 令和5年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第15 認定第6号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定についてを一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から、認定第6号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定まで、一括上程のお許しをいただきましたので、一括して説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についての説明を申

上げます。

本村では少子化や人口減少が避けられない中で、諸課題に対応しつつ持続可能な行政運営を推進していくことが求められていることから、健全な財政運営と村民への質の高いサービスの提供を目指し、第5次総合計画に掲げた「みんなで作ろう 元気な昭和村」という将来像の実現に向け、村づくりを推進してまいりました。

そして、本村における自主財源の構成率は55.5%で、新庁舎関連工事による依存財源の村債の借入れが減少したことにより前年度を0.7ポイント上回りました。

依存財源の構成比は、44.5%となり、そのうち、地方交付税が全体の26.7%を占め、依然として依存財源に頼らざるを得ない状況であることに変わりはありません。

さて、令和5年度一般会計の決算の状況ですが、歳入総額は64億6,172万2,000円で前年度比15.6%の減、歳出総額は59億8,985万1,000円で前年度比16.4%の減であります。

一般会計の歳入全体を項目別に見ますと、村税は12億5,725万3,000円で前年度比0.1%の増であります。主な要因としては、給与所得が伸びたことにより個人住民税が増加したためであります。

地方交付税は、17億2,353万1,000円で、前年度比1.6%の減であります。

国庫支出金は、3億9,025万8,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少などにより、前年度比24.8%の減であります。

県支出金は、3億3,916万2,000円で、小規模農村整備事業補助金の減少などにより、前年度比1.0%の減であります。

財産収入は、1億4,457万1,000円で、関屋工業用地の土地の売却等により、前年度比76.8%の増であります。

寄附金は、8億9,010万8,000円で、前年度比14.8%の減となりましたが、制度改正の影響を受け、ふるさと納税の寄附額が減少したことによるものであります。

繰入金は、9億7,182万8,000円で、前年度比34.6%の減となりましたが、主な要因は、新庁舎の建設に伴う庁舎整備基金の繰入金が減少したことによるものであります。

諸収入は、6,655万7,000円で、入原区住民センターの建設に伴う自治総合センターコミュニティ助成金の増等により、前年度比89.0%の増であります。

村債は、7,529万7,000円で、新庁舎建設に伴う公共施設等適正管理推進事業債の借入額

の減少などにより、前年度比85.1%の減であります。

次に、歳出を性質別にみますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、合わせて16億5,227万円で、前年度比2.2%の増であります。

このうち人件費は、8億2,875万5,000円で、前年度比0.2%の減であります。

扶助費は、5億5,142万6,000円で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の増などにより、前年度比6.1%の増であります。

公債費については、財政支援、いわゆる交付税措置のある地方債が大半を占めておりますが、後年度において支出-が伴うことから、返済計画を十分に思慮しながら適切な借入れを行っております。

令和5年度は、2億7,208万9,000円で、前年度比2.3%の増となりましたが、これは、令和3年度に借り入れた公共施設等適正管理推進事業債などの償還が始まったことによるものであります。

投資的経費の中で普通建設事業費は、6億1,042万3,000円で前年度比63.5%の減であります。

このうち、補助事業費は、5,520万円で、前年度比8.2%の増であります。主な要因は、橋梁点検委託料の増によるものであります。

単独事業費は、5億2,034万8,000円で、前年度比67.0%の減であります。主な要因は、役場新庁舎建設工事の工事費が減少したことによるものであります。

需用費、役務費、委託料等を合わせた物件費は、8億3,573万2,000円で前年度比0.7%の増となります。これは、よしもとお笑いライブ開催委託料の増加などによるものであります。

負担金、補助金、交付金等を合わせた補助費は、8億8,741万7,000円で、前年度比10.0%の減であります。これは、農業用資材等価格高騰対策事業補助金が減となったことなどによります。

繰出金は、6億5,707万8,000円で前年度比5.2%の増であります。これは、簡易水道事業及び農業集落排水事業への繰出金などが増加したものであります。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことにより、様々な行事や活動が以前のように戻ってきました。しかし、原材料価格の高騰や円安によ

る海外からの輸入コストの増加などにより、物価高が続き、住民生活への負担が大きくなっています。

こうした中、本村では住民生活の負担軽減を図るため、上下水道の基本料金等の減免や給食費の減免、資材価格高騰に伴う畜産農家への支援など、村独自の施策を展開してまいりました。

また、3年間にわたり行ってきた新庁舎建設においては、旧庁舎の解体、多段式駐車場の整備、西庁舎の改修などの2期工事が令和5年度で予定どおり完了しました。

ふるさと納税については、制度改正の影響を受け、昨年度より寄附額が減少したものの、全国より8億円以上のご寄附を頂いたことに感謝を申し上げるとともに、この寄附金を有効活用し本村の活性化等を図るべく事業を進めてまいります。

以上、令和5年度一般会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和5年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、現在、財政運営において群馬県が中心的な役割を担うとともに、市町村は、資格管理や保険給付、保険税の賦課、徴収を担当しております。

まず、歳入であります。総額は12億5,889万7,000円で、前年度比0.2%の増であります。

これは、7款繰入金及び8款繰越金が増加したものの、9款諸収入において国保連合会の余剰精算金が大幅に減少したことなどから、全体として微増にとどまったものであります。

次に、歳出であります。総額は11億8,104万4,000円で、前年度比0.5%の減となっております。

主な要因につきましては、保険給付費が減少した一方で国民健康保険事業費納付金が増加しており、全体として僅かな減少となったものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、7,785万3,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和5年度国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第3号 令和5年度昭和村簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、地域住民の生活に必要な水道水の安全性確保や安定供給を目的に、事業の円滑な運営を図るため、運営協議会を諮問機関とし、長期的な展望に立ち、水道施設の整備等を実施してまいりました。

まず、歳入であります。総額は1億7,264万3,000円で、前年度比4.5%の減であります。主な要因は、繰越金の減少によるものであります。

次に歳出であります。総額は1億6,075万3,000円で、前年度比6.2%の減であります。主な要因は、公営企業会計に移行するため打切り決算により委託料が減少したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、1,188万9,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和5年度簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第4号 令和5年度昭和村農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、農業集落排水事業は生活排水を管路により汚水処理施設に集め、集合処理による汚水浄化を実施し、その後放流するものであります。

現在4地区の処理場が稼働しており、接続率は全体で84.3%となっております。

また、赤城高原地域では、住居が点在しているため、平成13年度から戸別浄化槽事業により、合併処理浄化槽を市町村整備型により推進しております。

令和5年度末現在で429基を設置し、うち419基が使用されております。

まず、歳入であります。総額は3億3,903万7,000円で、前年度比5.3%の増であります。主な要因は、農業集落排水事業交付金が増加したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は3億2,254万9,000円で、前年度比3.2%の増であります。主な要因は、農村整備事業維持管理適正化計画策定委託料が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、1,648万8,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金

とさせていただきます。

以上、令和5年度農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第5号 令和5年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業においては、令和3年度から令和5年度の3年間の計画である第8期昭和村介護保険事業計画に基づいて、適切な事業運営を行っているところであります。また、介護保険サービスを利用する際は、かかった費用のうち一定割合の額を利用者が負担し、残りの額は介護保険給付費で負担しております。

それでは、令和5年度介護保険特別会計の決算状況について、説明をいたします。

まず、歳入であります。総額は8億9,973万8,000円で、前年度比0.4%の減であります。主な要因は、4款国庫支出金で、令和5年度国庫負担金と国庫補助金が減少したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は8億1,401万8,000円で、前年度比0.1%の増であります。主な要因は、7款諸支出金で、令和4年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、8,572万円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和5年度介護保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定についての説明を申し上げます。

本会計は、原則として75歳以上の方を対象とした医療保険制度を扱っており、事業主体は、群馬県後期高齢者医療広域連合です。村では主に保険給付や保険料の徴収などの窓口業務を担当しております。

まず、歳入であります。総額は1億443万8,000円で、前年度比8.4%の増となっております。主な要因は、被保険者数の増に伴う1款後期高齢者医療保険料の増加や、2款繰入金などが増加したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は1億300万4,000円で、前年度比8.4%の増となっております。主な要因は、2款後期高齢者医療広域連合納付金及び3款諸支出金のうち保険料還付金が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額、143万4,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定の説明とさせていただきます。

認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から認定第6号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定までの説明を終わりますが、十分ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） ただいま村長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、認定第1号 令和5年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてから認定第6号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定については、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

代表監査委員 萩原正樹君。

〔代表監査委員 萩原正樹君発言〕

○代表監査委員（萩原正樹君） 議長よりご指名をいただきましたので、令和5年度昭和村一般会計及び特別会計歳入・歳出決算の審査結果をご報告申し上げます。

村長から審査に付された令和5年度昭和村一般会計及び特別会計歳入・歳出決算書並びに決算関係書類を法令に基づき決算計数と各書類を審査いたしました。

審査は、決算書式の適否、各計数の正否及び予算執行状況について、その内容確認を行いました。その結果、決算書及び関係書類はどれも法令に準拠し、かつ前年度の会計と同一基準で作成されており、計数も関係書類と正確に符合し、決算内容も適正であると認めました。

また、予算の執行状況についても適正であると認めましたので、その旨の審査意見書を村長宛て、8月28日に提出いたしました。

審査意見書に記載しておりますが、決算状況、財政指数及び資金の状況等から判断すると、課題はありますが、財政運営はおおむね健全であり評価できるものであります。

次に、財政の健全化判断比率等については、審査の結果、比率は適正であると判断し、その旨の意見書を併せて提出いたしました。

また、令和5年度の事務事業につきましては、新型コロナが2類相当から5類へ移行されて平時に戻る過渡期となりましたが、どの事業も柔軟で適切な対応がなされており、行政運営も健全であると判断いたしました。

約4年にわたり新型コロナと格闘し、大変苦勞された役場職員の方々に対し、改めて深く感謝申し上げます。前例のない対応を迫られ、それを乗り越えてきた経験が無駄にせず、今後の業務に生かしていただきたいと思います。

さて、最近の経済情勢は雇用、所得環境の改善や緩和的な金融情勢を背景に、緩やかな景気回復が見込める状況になり、デフレ脱却の出口もようやく見え始めてきましたが、海外の経済、物価、為替、資源価格等の動向は、日本経済を下振れさせるリスク要因であり、その動向を十分注視する必要があります。

景気は回復局面に入ったとはいえ、地方への波及はまだまだであり、先行きは不透明であります。現在の経済情勢や人口推移を基に今後の財政状況を予想すると、自主財源は減少、社会保障費やインフラ維持費などは増加し、厳しい財政運営になるのではないかと推測されます。よって、精度の高い長期財政見通しを立て、今後どのような方針で取り組むべきか具体的に検討を行い論点を整理し、今後の財政運営に反映させていただきたいと思っております。

以上が決算審査の概要であります。詳細は各意見書をご参照ください。

私ども監査委員は、監査が形式的なものにならないよう、新たな試みを取り入れながら、効率的で実効性のある監査となるよう努めております。昭和村が健全な行財政運営を維持できる自治体であり続けるために、今後とも監査業務に万全を期する所存であります。

地方を取り巻く社会経済情勢は、都市部との格差が広がりますますます厳しくなる状況ではありますが、議会と村の執行部がお互い知恵を出し合い活力のある明るい村づくりに邁進されることを期待しております。

最後に、議会と執行部の皆様方に監査業務に対するご理解とご協力をお願い申し上げ、令和5年度昭和村決算審査のご報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） ただいま、代表監査委員萩原正樹君から決算審査の報告がなされ

ました。

これより総括質疑に入ります。

9番議員 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 各会計決算認定について、総括的に質疑を行います。

最初に地方債の交付税措置について伺います。

地方債、村債の現残高、いわゆる借金の元金合計は42億2,336万7,000円となっていますが、8割は地方交付税で措置されると理解をしています。

そこで①措置額と措置率について説明を求めます。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの地方債の交付税措置についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の措置額と措置率についてですが、令和5年度末現在では、一般会計の地方債残高が29億4,393万円で、交付税の基準財政需要額算入見込額は約24億3,532万6,000円、地方債残高と歳入見込額との割合は、82.7%となります。

次に、簡易水道事業については、地方債残高が2億8,112万8,000円で、交付税の基準財政需要額算入見込額が約4,625万9,000円、割合は16.5%となります。

次に、農業集落排水事業ですが、地方債残高が8億8,350万4,000円で、交付税の基準財政需要額算入見込額が約5億5,331万4,000円、割合は62.6%となります。

次に、戸別浄化槽事業ですが、地方債残高が1億1,480万5,000円で、交付税の基準財政需要額算入見込額が約4,852万8,000円、割合は42.3%となります。

全部を合計しますと、地方債残高が42億2,336万7,000円、交付税の基準財政需要額算入見込額が約30億8,342万7,000円、割合では73%となります。

これらの数値や割合は、償還や借入れの状況によって毎年変動いたしますのでよろしくお願いたします。

また、表にまとめて議員さん全員に配付する件につきましては、決算説明時に配付と説明をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） いわゆる地方債、昭和村の借金42億円のうち、一般会計では8割を超える、全体でも73%が返済時には交付税に措置されるということになりますと、実際42億円の借金のうち、実質借金は12億円ということになるわけであります。

村長の報告、監査の報告にも一切この辺、数字が、説明がありませんでしたので、全体の決算を見る上で大変大事な問題ではないかという点で確認をさせていただきました。

次に、19年連続で大幅な黒字決算が続いているという点について伺いたいと思います。

単純に一般家庭の家計に例えれば、1年間の収入から使った財布の残りが決算剰余金であり、貯金の合計が各種基金の合計で、借金の合計が地方債現在高となります。

そこで、具体的に伺いますが、①決算剰余金が6.6億円余、基金が5.7億円余増えて、地方債が4億円減ったのですから、合計16億4,000円もの大幅黒字決算となりました。

当局として、この黒字額についての見解、説明を求めます。

②令和4年度決算で県内35市町村を比較した場合、26の市町村が基金より起債残高のほうが多いというのが現状です。住民1人平均で計算すると、県内5番目にお金持ちということになります。間違いありませんか。

③基金合計額から起債残高を差し引いた実質的な貯金額が、前年度対比約10億円増えて約30億円となりました。

単年度で約10億円増というのは過去最高です。間違いありませんか。説明を求めまして質問とします。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの19年連続の大幅な黒字決算についてのご質問にお答えをいたします。

まず、①の黒字額についての見解、説明を求めるについてですが、地方公共団体の決算が黒字か赤字かの区分を行う場合には、実質収支の額がプラスかマイナスかによって判断をいたします。実質収支額につきましては、決算書の最終ページにある実質収支に関する調書にある5の実質収支額に記載の金額となります。

まず、一般会計の実質収支額は4億2,537万1,287円、国民健康保険特別会計は7,785万2,946円、簡易水道事業特別会計は1,188万9,332円、農業集落排水事業特別会計は1,648万8,492円、介護保険特別会計は8,572万243円、後期高齢者医療特別会計は143万3,519円、合計で6億1,875万5,819円となっており、令和5年度決算に基づく全会計の黒字額は、この合計額となります。

全会計が黒字となりましたが、予算があるから使い切るということを前提に事業を行うのではなく、事業を行う前に事業の執行の方法や事業費を抑える方法を考えた上で行うなど、一つ一つの取組の積み重ねにより黒字になっていると思います。

また、特別会計の簡易水道事業や農業集落排水事業については、黒字になったとはいえ、料金収入で事業費を賄うことができず、一般会計から繰入基準以上の繰入れを行っており、財政状況は大変厳しい状況にあります。

基金の増加については、普通交付税の追加交付があったこと、また関屋工業団地の公園予定用地や関屋工業用地の売却などによる約1億円の臨時的な収入があったことなどにより、財政調整基金の取崩しがなかったこと、将来の学校整備に備え、学校校舎建築基金を3億円積み増ししたことや、昨年よりも寄附額が減少しましたが、ふるさと納税が8億円を超えたことなどにより、昨年に引き続き村債の残高よりも基金残高が上回るようになっております。

基金の中の特定目的基金は、その目的のための事業を実施する際に活用するものでありますので、今後も増え続けていくものではなく、庁舎整備基金のように必要なときに取り崩し、対象の事業を行うものであります。

必要な事業が必要なときに実施できるよう、今後も計画的な財政運営に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、②の令和4年度決算に基づき、住民1人平均で計算すると県内5番目にお金持ちで間違いはないかについてですが、前々年度の令和4年度決算で、基金の残高から地方債残高と債務負担行為に基づく支出予定額を引き、人口で除した額を基金残高がプラスになっている市町村で1人当たりの金額が多い順番に並べますと、県内5番目になります。

次に、③の基金合計額から起債残高を差し引いた金額が、前年度対比で約10億円というのは過去最高かというご質問ですが、平成元年からご質問の方法で計算すると、平成3年

度が10億円を超えており、令和5年度は2番目の数字となりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 決算剰余金が合計単純計算で6億6,000万円ではありますが、今総務課長からの説明ですと、前年度からの繰越金や翌年度への繰越金、それからいろいろそういった状況を加味すると、約6億2,000万円の黒字という説明でしたが、4,000万円ほど少ないような額になりましたけれども、個人の家計で単純に計算しますと、収入が幾らあって支出が幾らあって、財布に幾ら残ったよ、6億2,000万円残ったよという単純な発想なんですけれども、それに基金が、貯金が5.7億円増えました、借金が4億円減りました。1年間でトータルして計算しますと、総務課長の答弁でも約16億円の黒字決算ということで間違いのないという答弁だったと理解をしております。

やはり決算をやるに当たりまして、木を見て森を見ないということではなくて、やはり全体を見てどうだったのかというのを認識をしながら細かいところを見ていかないと、やはり木を見て森を見ないという話になってしまうのかなということで、確認をさせていただいたわけで、単年度で16億円の黒字というのも、昭和村は本当にすごい状況だなと、ふるさと納税の8億円もありますけれども、状況だと感じております。

それから、やはりほかの市町村と比較してやる場合、公会計で資産なんかも含めてやる方法も各市町村がやってきているのでありますが、単純に1人当たり貯金、借金見たときに、昭和村は35市町村の中で5番目に金持ちだということを今総務課長に認めていただきました。

ほとんどの市町村が貯金より借金のほうが多い状況なんです。本当に昭和村みたいに、実質、さっき申し上げたとおり、借金が10億円ちょっとで貯金が72億円あるわけですから、差し引くと黒字が50億という状況なんです。こんなにすごいところは県内、上野村とかちょっと例外を除きますと、高山村も金持ちなんです。昭和村も本当に県内でもすごい状況だと。やはりそれはいいことだと思いますし、そういった村民の皆さんのお金なんです。それをどのように活用していくかということをややはり我々も含めて考えていかな

ければならない問題で、どんどん貯金ばかり増やせばいいということではなく、どのように活用していくかということも大事な課題だということで申し上げました。

お金の面は時間がありますので、もう一つ出資金の現在高について伺っておきたいと思っています。

実績報告書の11ページに、毎年のように増減なしは出ておりますが、理解ができませんので、ふるさと市町村圏基金などは、ほとんど使い果たし残高はないものと思われませんが、各種出資金の本当の現在高は幾らなのか説明を求めまして、3つ目の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの出資金の現残高についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の出資金についてですが、昭和村が出資している法人等は、実績報告書の11ページに記載の16法人となっております。

一番最初の農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づく法人であり、農業者等の方々が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関となり、都道府県を区域として債務保証を行っております。

昭和村も県内市町村とともに、このような法人に出資しているわけですが、これらの法人は、この資金を運用した運用益や出資金を活用しながら活動を行っております。

この出資金は、運営経費等の負担金などのように、毎年使い切り、毎年構成団体で負担していくものと違い、一般の会社でいう資本金のようなものでありますので、信用保証協会が解散するような場合は、出捐の額を限度として各出捐者に残余財産分配請求権が認められております。

また、ご質問のふるさと市町村圏基金につきましては、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に出資しているものであり、当時は合併前の利根沼田9市町村と群馬県が出資し、合計10億円の基金を造設しております。

その後、市町村合併が行われたため、合併後の市町村に引き継がれましたが、今でも出資総額は変わらずに運用されております。

昭和村についても、当時出資した8,551万1,000円と変わらず、出資額として残っており

ます。

この基金の活用方法の一例としましては、利根沼田広域市町村圏振興整備組合の施設の改修に多大な費用がかかる場合に、一時的に基金の資金を利用する繰替運用を行っています。そして、単年度の各市町村の広域圏負担金の急激な増加を抑えるため、後年度に複数年度の各市町村負担金において、利子分を上乗せした上で、もとの10億円に戻すように運用しております。

また、この基金の運用益については、広域圏のソフト事業に活用されています。

このように、その時の資金の活用状況により実際の現金の増減はありますが、昭和村が出資した出資金の額につきましては、今まで出資した金額が出資金の額となります。

また、ご質問の毎年のように増減なしということにつきましては、平成29年1月の株式会社あぐり一む昭和の設立に伴う、900万円の出資以降、出資は行っていないため、ここ数年はゼロとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これにて総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算の審査については、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） それでは異議ないものと認め、議員全員による特別委員会を設置し、審査することを決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、決算審査特別委員会に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、名称は、決算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に、8番議員、藤井貞充君、副委員長に4番議員、倉沢つかさ君を指名いたします。

それでは、特別委員会委員長に挨拶をお願いします。

決算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

〔決算審査特別委員会委員長 藤井貞充君発言〕

○決算審査特別委員会委員長（藤井貞充君） ただいま議長より指名をいただきました藤井です。決算審査特別委員会の委員長として、令和5年度、いろいろな内容が多岐にわたっております。まず、新庁舎の建設の最終的な決算となりましたが、大変な時間をかけて立派な庁舎ができました。内容が多岐にわたっております。慎重審議を皆さんにお願いして就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま設置いたしました決算審査特別員会に、認定第1号から第6号までの令和5年度各会計決算を一括して付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、一括して決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎日程第16 報告第4号 令和5年度昭和村一般会計継続費精算報告書について

○議長（片柳悦夫君） 日程第16、報告第4号 令和5年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第4号 令和5年度昭和村一般会計継続費精算報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度から令和5年度にかけて、一般会計予算において計上いたしました新庁舎の建設に伴う継続費について、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、一般会計継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものであります。

今回精算報告する継続費は、旧庁舎の解体、多段式駐車場整備、西庁舎の改修等を行った2期工事となりますが、実績については、工事費と工事管理費で、令和4年度の支出済額が8,050万円、令和5年度の支出済額が1億4,564万9,000円、合計2億2,614万9,000円となります。

十分にご審議くださいますようお願いを申し上げ、なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第4号 令和5年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを終了いたします。

---

◎日程第17 報告第5号 令和5年度昭和村健全化判断比率等の報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第17、報告第5号 令和5年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第5号 令和5年度昭和村健全化判断比率等の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率等の報告につきましては、平成19年6月に公布されました地方公共団体

の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和5年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

健全化判断比率等における実質赤字比率につきましては、一般会計を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率となりますが、本村の一般会計は、歳入総額から歳出総額及び翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であり、赤字ではないため数値が表示されていません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率となりますが、本村の特別会計は、一般会計と同様、実質収支額が黒字となっておりますので、数値が表示されておられません。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の元利償還金に充てたものや債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなどの標準財政規模に対する比率であり、昨年度より0.1ポイント上がり、4.8%となっております。

また、財政健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は、一般会計、特別会計、一部事務組合、土地開発公社等を対象とし、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。算定した数値では、マイナス189.7%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っているため算定されません。

以上のように、本村は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態であると判断されます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業会計である簡易水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計において作成するものであります。資金の不足額を事業の規模で除した比率でありまして、いずれの特別会計も黒字のため、算定されません。

以上、令和5年度の健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第5号 令和5年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを終了いたします。

---

◎日程第18 報告第6号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第18、報告第6号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第6号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、株式会社あぐり一む昭和の令和5年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに経営計画、令和6年度の予定貸借対照表、予定損益計算書につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第6号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告についてを終了いたします。

以上で村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後 1 時15分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前 1 1 時 4 3 分休憩

---

午後 1 時 1 5 分再開

---

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第 1 9 一般質問について

○議長（片柳悦夫君） 日程第19、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） それでは、さきの通告により、一般質問をしてみたいと思います。

道路管理者の在り方をお伺いします。

台風や自然災害がないことを願っています。たまたま、これ台風10号が来る前だったもので、特にそんな心配をしたんですが、でも一旦道路崩壊や崩落が起きますと、交通が遮断してしまいます。このような災害に備えての道路管理者の体制はどのように考えていますか。村長さんの考え方を伺います。まず、村長から。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの道路管理者の在り方についてのご質問にお答えいたします。

道路は災害等で通行不能になった場合、地域住民の生活に大きな支障を及ぼすだけでなく、災害救助や緊急物資の輸送等にも大きな支障を及ぼしますので、我々の生活に必要な不可欠なものであると考えております。

災害に備えての道路管理の体制につきましては、建設課職員が中心となり、現場確認や対応に当たりますが、非常に応じて村内建設業者に対応していただくこととしております。また、災害の規模に応じましては、県などの関係機関との連絡を密にし、早期に復旧ができるよう努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 大まかな対応はそのようなことだと思いますけれども、果たして自分ちの村が被害を受けたときに、県も同じく被害を受けると思いますので、これは自前の体制をもう少し真剣に考えないと対応できないのではないかと思いますけれども、村内の建設業者も年々数が減っております。その辺の対応は、村長、どのように考えているのか、お答え願います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 確かに加藤生議員の言われるとおり、自前の体制ということは非常に大事だと思います。ただ、いろんな事情等がございまして、村内の業者の方では対応し切れない部分につきましては、もちろん先ほどお話ししましたように、県との関係でいろいろと動いたり、時には自衛隊等の出動等もあり得る場合もあると思いますので、そういう部分につきましてもしっかりと対応できるように体制を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 上級機関といいますか、国や県などに要請をするということはないことを願うわけですが、もしそういうことが起きた場合にどのような対応の仕方をするかということは、常日頃から考えておくべきだと思います。ぜひ隙間のない対応を考えていただきたいと思います。

村長さんの大まかな考えは分かりましたので、次に建設課長に伺いたいと思います。

道路法について、第1条をどのよう解釈しているのか、また第4条をどのよう考えているのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） それでは、加藤生議員さんのただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず初めに、第1条の法律の目的についての解釈についてですが、現在道路はライフラインとして私たちが日常生活を送る上でなくてはならないものとなっております。これらの道路を指定、認定し、また管理保全等に関する事項等を定め、道路網の整備を図るとともに、交通の発達や公共の福祉の増進を図ることを目的しているものと理解をしております。

続きまして、第4条の私権の制限についてであります。道路敷地について個人名義の土地があったとしても、道路法上の道路であれば、道路法の制限を受け、私権を行使することができないというものであります。道路本来の目的である一般交通のように供することについて、支障がないと考えられる所有権の移転及び抵当権の設定、移転については認められているものと理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 確かに道路法の第1条、4条はそのように書いてございますけれども、建設課長としてはどのような解釈の仕方をしているのか伺いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 先ほど申し上げたとおり理解しておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） ということは、道路認定を受けたものについては私権が及ばないということで、当然そのものについては建設課が責任を持って対応しなくちゃならないと俺は思っているわけ。その辺の考えがやっぱり聞きたいと思っいろいろ聞くわけけれども、取りあえず①の道路幅員についてどのように認識をしているか、道路の舗装面だ

けと捉えているのか、それとものり面、片方の盛土ののり面もあるわけですけれども、それらを含めて道路構造物として考えているのか。

それから、②の道路台帳はどのように活用されていますか。

それから、③に道路上に落ちている障害物はどのように考えているのか。

3点をお聞きしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず初め、①の道路幅員についてどのように認識しているかについてであります。道路幅員につきましては、道路側溝等の構造物まで含めた幅員と、実際に車が通れる有効幅員とがあり、道路台帳図にはこの2つの幅員が記載してありますが、のり面を含めた幅員までは記載をしておりません。しかし、道路台帳調書の認定路線一覧表の道路敷幅員には、のり面等も含めた道路敷の幅員を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、②の道路台帳はどのように利用しているかについてですが、道路台帳には認定路線が路線ごとに整備されておりますので、調査確認等必要に応じ職員等が利用しておりますし、また交付税や譲与税の一部及び交通安全対策交付金の算定にもこの道路台帳の数値が用いられております。また、道路台帳図に関しましては、土地の境界確認や新築住宅を建設する業者等が確認しようとして利用する機会が多くなっております。

次に、③の道路上に落ちている障害物をどのように考えているかについてであります。基本的には職員で対応できるものについては即除去しますが、職員で対応できないものについては業者に依頼を行ったり、また状況によりますが、その障害物の所有者が判明すれば、その所有者に撤去を依頼することもございます。

よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 道路幅員、道路敷、それはだって建設課が管理するはずだよ。だって道路台帳にくいの標示があるところもあるし、ないところもあるし、それはいろいろあると思うけれども、それだって道路に側溝があつて側溝の幅だけで終わりじゃないわ

けよ。だって、そこには側溝入れるときに掘って入れたわけだから、直で道路敷が終わっているというのはほとんど考えにくい。大体20か30で余計道路敷がそっち行っていると思うんだけど、その辺も捉えて、だから平たく言うと、例えば道路上に竹が生えている場所もあるし、道路敷に竹が生えている場所もあるんです。それらの管理は建設課長はどういうふうにしようと考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 土地の境界につきましては、道路台帳のほうには境界までは載っていないんですが、その場に応じて公図等、また隣接者に確認等をしまして、道路分であれば建設課のほうで処理をしているのが現状でございます。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） どうして聞くかという、ある場所に行ったときに緑の県民税で竹を切ってもらいたいと言ったら、たまたま昭和村の土地になっていますと言われて、昭和村の土地って改めて考えてみると、それは道路ののり面を道路敷なんだから、言ってみれば。それは当然建設課が竹を片づけなくちゃならないと自分は思ったわけ。それだから、それじゃ建設課に切ってもらえばいいんじゃないと言ったら、何と我々の少ない予算しか持っていない昭和第一地区のあれで伐採してもらえないかというような話が来たわけ。それで非常に悩んだわけだ、いろいろみんなで。だけれども、どう考えても道路敷と公然となっているものについて、それじゃやっていいのかなと悩んだんだけど、その辺は建設課はどういうふう考えているか、明快な答えをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） すみません、ちょっと場所が私ちょっと把握できていなかったんですが、やはり道路敷であれば建設課のほうで対応するのが通常かと思います。しかし、その隣接する民有地等も関係して、同じく竹が生えているようなところであれば、一つの事業の中でやっていくのがいいのかなという私なりの考えを持っていますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） これはなかなか難しい問題なんだよ、本当のことを言って。確かに道路敷はいじっちゃならないと常日頃言われているわけさ、我々は。農道という名において春と秋の道路愛護もやっているわけだ。そういった臨機応変なところでいろいろ合わせているわけだと思うんだけど、帳尻合わせていると思うんだけど、建設課があまりいろいろ突っ張ってくると、地権者だって突っ張っていくようになるし、その辺、だから臨機応変でうまくやっていかないと大変だと思うんだよ。じゃあのり面全部建設課が管理してくれといったって、それはできないことはないかもしれないけれども、相当莫大な費用がかかるというような気もするし、今の道路管理費ではそんなようなところまでお金が回るとも考えられないし、そうすると当然お互いが歩み寄った中で進めていくことが一番行政としてもいいんじゃないかなという気がするわけなんだけれども、その辺、建設課長は先ほど回答の中で道路上に落ちている障害物に対しても地権者に片づけてもらうんだよというような、地権者が分かれば地権者に片づけてもらうというような回答をもらったんだけど、それって行政において公平を欠いていると思うんだけど、その辺の考え方はどうなんですか。教えてください。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 道路上に落ちています障害物につきましては、やはり緊急性等を考慮しましてこちらで片づけることもございますが、その所有者が分かれば、その状況にもよるんですが、その道路が一切通れないというのであればこちらで避けることもございます。また、交通量が少ない道路で回り道等もあるような道路については、確認をしてから対応するようなことを取っております。竹等につきましても、基本的には道路分となれば建設課で対応しておりますし、個人のもので出ていても境とやはりはっきりしないことが多いですので、道路敷と見て対応していることが多いように思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） まず聞きたかったのは、行政は公平でなければならないということを知りたかったわけ。なぜか。税金は公平に課税されて取っているわけ。取っているというか、課税しているわけでしょう。サービスも当然公平にしないといけない。なかなか難しいけれども、実際はだって課長が言うことは地権者が分かれば、地権者が分からない場合はどうするんですかということになれば、それはだって建設課が対応するんでしょう、当然。そうなってくると、地元にいる地権者についてはそういう対応ができるかもしれないけれども、村外の人、県外の人、そういった人にはお願いできない。そういう場合はどうするのか、回答願いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 所有者等が確認できなければ、村のほうで対応しております。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） だから、村のほうで対応するんが本筋じゃないんかいと言いたいんだよ、俺は。村に住んでいる人だから、地権者だからお願いします。お願いしますも電話でお願いしますで、本人が来たわけでもないし、誰が、建設課長が来たわけでもないし、最近、だけれども建設課長に電話すると、誰もいなくなっちゃうから出られないんだよと、こういう回答もあった、俺に。俺は非常に寂しかった。だって、建設課というのは現場を預かっているのが建設課で、何が起きるかも分からないし、それらの対応するんに机の上に座っていただけでは用は足りないと思って、そういうふう感じたんだけど、それって俺なんかやっぱり昔の行政やってただけであって、今の行政に合わないのかなと考えることもあるんだけど、その辺も含めてやっぱりコンピューターだけじゃ用は足りないんだよ、やっぱり。顔を見て話をすることも非常に大切なので、今現在いろいろ考えた中で、やっぱり建設課も幹線道路網については何年かに一回はやっぱり協議しながら、みんなでこの道路は使っているけれどもこっちの道路はもう幹線としてはあれなんかねとか、そういうふうな判断をする機会も必要じゃないのかなと、そういうふう考えたんだけど、それは課長というよりは村長に問うべきかもしれないけれども、課長もそういうふうな考えになったことないか。例えば、何度も言うようだけれども、1、

2級幹線道路で入原から上へ上がっていく入原幹線、あれなんか本当にいつまでたっても広くなんないし、貝野瀬から中野に上がっていく貝野瀬大坂線も何十年たっても変わりがなく使っているんだけど、あれみんなが不自由だと本当は思っているんだよ。だけれども、なかなか声が出せないでいるだけ。だから、そういった場所をいち早く国庫補助でも何でもいいから上げて改良して、上が発展するような公共の福祉に反しない限りというので認められている仕事なんだから、ぜひ道路網の整備も含めていろいろ考えていただきたいと思うんですけれども、それでは質問にはなかったんだけど、関連があるからちょっと建設課長に聞きたいんですけど、現在の維持管理費で建設課長は満足していますか。お答え願います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 内容によるかと思いますが、今現在のではちょっと現状では全てやるのは難しいと考えております。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 道路橋梁費で取っているよね。だけれども、道路だけだったらいいのかなと思うけれども、橋梁維持費に何億もつぎ込まれば、一般の道路は手つかずというような形になってしまいます。何年か前に私質問したんだけど、外側線の関係も早々はかどったようには感じられません。霧が真っ黒になると、本当に外側線頼りで上がっていくのが上の大地の人たちだと思います。これらも含めて安全対策を早急にやっぱり進めてもらったほうがいいと思います。国債買うもいいよ。でもやっぱり自分たちの密接に関係のあるところをやっぱりやってもらわないと、今日も16億円の黒字だなんてある議員が一生懸命言っていましたけれども、仕事しないで黒字を残しても意味がないことであって、必要なものはやっていく。当然その前に建設課長が予算要求のときに要求してなくちゃ駄目。これだって査定のないところには、要求のないところには査定なしというんだから、査定してもらうためにも、自分たちがこれだけようなんだけれども何とかしてくんないかねと言って総務課長とやっぱり協議したり、村長と協議したりしながら予算はできていくと思うんで、9月議会が終われば、新年度の予算に向けての検討になると思う

けれども、そういったいろいろな面で、ひとついろいろ考えた中で、総合的な力でみんなの力で昭和村を進めてもらいたいなと思うときに、確かに国債のほうが定期よりもはるかにいい。それは分かる。だけれども、それ以上に物価は高騰しています。物価が高騰していくということは、使ったほうが得かなと考えるけれども、全部使うわけにはいかないやね、やっぱり。それら安全な装置をかけながら、上手に使って元気な昭和村をぜひつくっていただきたいと思いますんで、その一番大動脈はやっぱり道路網だと思います。道路整備していただいて、今まで30年も40年も変わらずいた道路でなく、やっぱり最近思うんだけど、県道がうちは遅れを取ったなど、こういうふうと思うけれども、本当に県道に対しても建設課長、一生懸命働きかけてもっといい県道にしてもらいたい。2車線、両歩道付きの安心して通行ができる、そんな県道にしてもらいたいと思うんだけど、その辺の考えは建設課長、どうだい。聞かせてください。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 加藤生議員がおっしゃいますように、村内の県道につきましては非常に狭いところが多く、苦慮しているところなんです。今回県道整備プランが見直され、以前からそうなんです、一部検討項目として糸井地区になりますけれども、県のほうに上げていただいたところがございます。今後も、根気よく県のほうに残されている区間につきましても要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） これは話なんだけれども、小中学校の統廃合のときに話が出たのが、やっぱり吹張の下がっていったところの県道に歩道がつながっていないということが話に以前出た地区がありました。これらも含めてぜひ早急に子供たちが通うために安全で安心して通えるように、貝野瀬地区にできたようなああいっただ歩道をちゃんと道路構造令に基づいて整備させてもらって、それは県にお願いすれば県道なんだから何とかするんが県だと思います。1年、今年言ったから来年というわけにはなかなかないと思いますけれども、要望のないところ査定なし。さっき言ったとおり、要望を繰り返すことによ

って県も上げていくようになります。そのように根気強くひとつ進めていただきたいと思いますけれども、村長と足並みそろえて建設課長もなるべく現場に出るようにして、いい道路行政をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） そのように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 道路ももうかなりありますから、頑張ってやっていただきたいと思います。

やっぱり何としても地権者に道路上に落ちたものは片づけてくださいと言うのも端的だかもしれないけれども、やはり最終的にはどこの災害現場を見ても、地主がどうのこうのなんて言っていない。さっさともう建設課なり土木部なりがみんな復旧しています。それと同様に、交通安全を確保するという事は、もう公共の福祉の最優先たるもんだと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思います。もう一度だけその辺のことを建設課長に聞いて終わりたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 今後よく現場のほうを確認しまして、そのような対応を取っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 税金も公平に、サービスも公平にぜひお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 次に、6番議員、林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） 一般質問をさせていただきます。

8月25日に群馬県消防学校校庭で行われた第25回消防ポンプ操法競技大会のポンプ車の部に、本村から第一分団が出場し、見事に優勝されました。大変おめでとうございます。

さきの通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

利根沼田望郷ラインは、赤城山、武尊山、子持山に囲まれた沼田盆地の北から東、そして南側をぐるっと囲むように走る沼田市、川場村、みなかみ町までの約44.5キロメートルのドライブコースです。昭和村の唯一の、そして大切な観光道路です。

望郷ラインは、関越道昭和インターを起点として、春の新緑、秋の紅葉、登山、ハイキング、スキーを楽しむことができ、農業は高原野菜、コンニャク、種々の果実、稲作などが生産され、農産物直売所や果実の収穫体験ツアーなどで、利根沼田を訪れる多くのお客様に利用されております。ここで村長にお伺いいたします。

①現在の望郷ラインの利用状況や観光客の動向について教えてください。また、季節ごとの利用状況の変化についても教えてください。

②望郷ラインの管理はどのように行っているのか、具体的に教えてください。

③直面している問題点や課題がございましたら、具体的に教えてください。それに対する対策や今後の改善計画についても教えてください。

漠然とした質問で恐縮ですが、答弁できる範囲で結構です。村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員の質問にお答えいたします。

利根沼田望郷ラインの現状と管理についてなんですが、まず1の望郷ラインの利用状況の観光客の利用についてですが、本村を起点として沼田市、川場村を通過し、みなかみ町を終点とする利根沼田望郷ラインは、地元住民の生活道路として、また農畜産物の輸送や観光地を巡るための多目的道路として利用されております。また、自転車イベント「ツール・ド×10000UP in Gunma」や「ぐるっとねライド」のコースにも指定されており、道路自体が観光資源とされております。特に、赤城山の裾野を走る昭和ルートは、一面に広がる畑の奥に子持山や谷川岳、武尊山が大きく望める絶景ドライブコースとして、多くの観光客に楽しんでいただいております。

ご質問の望郷ラインの利用状況や観光客の動向、また季節ごとの利用状況の変化につい

ては、通行者からの聞き取りなどを行っていないため把握はしておりませんが、村民や観光客など多くの方々にご利用いただいていると思います。

次に、②の管理はどのように行っているかについてですが、具体的な内容につきましては、道路上の穴埋めをはじめ、必要に応じて舗装工事や外側線などの設置工事を行い、安全に通行できるように努めております。

また、望郷ライン線には橋梁が3橋ありますが、5年に1度の定期点検を行い、必要に応じて維持補修工事を行うことで長寿命化を図っております。

次に、③の直面している問題点や課題、それに対する対策や今後の改善計画についてですが、毎年集中豪雨などにより、望郷ラインに隣接した畑や未舗装道路などから土砂が流出し、通行に支障を来す場合がございます。必要に応じて土砂上げを行い、事故なく通行ができるように努めております。

また、道路敷の残地部分につきましては、花などを植栽していただける団体等に依頼するなどして環境美化に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ただいま答弁をいただきましたけれども、①、②については実際にアンケートを取るわけでもないし、通行量調査するわけじゃないので詳しい数字は出ないことは、これは通告するときにも予想はしていたんですけれども、私の持っている資料で、昭和インターを利用して昭和村に入ってくる、利根沼田望郷ラインに入ってくる車、あるいは望郷ラインを通過してまた昭和インターから出ていくという車両の数がございまして、大体毎月出たり入ったりで8万台ぐらいございますね。それは毎月平均しております。その中で、それが全て望郷ラインを利用するかというわけではございませんが、そういう利用する車両が利根沼田望郷ラインに相当の数が入ってくると予想されますので、ただいまのいろいろな望郷ライン沿いで花を植えていただいたりしていただいて、そこを通過するお客様に潤いを与えていると感じているわけですが、それは大変ありがたいことなんですけれども、一点、後沢橋の東側のほうに村有地がただいま放置されていて草がぼうぼうになっておりますけれども、その管理は答弁でございましたけれども、その協力をしている団体をあれ今募集をしてというんですかね、植栽をしていただける団体等に

依頼をするということですがけれども、なかなか手を挙げる団体がないということを知っていますけれども、村長、これからそこを放置していくのは本当に見苦しいと思いますけれども、何か村長、アイデアがございましたらお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほど林議員のほうからお話がありましたように、昭和村への観光客は現在65万人だと思います、正式には。そのうち、旬菜館の利用が32万人という話はお聞きしていますけれども、そういった多くの方々が昭和村にみえていただいているわけですので、本当に望郷ラインの活用もますますこれから大事になってくるのではないかなと思っています。

先ほどの後沢橋の関係なんですけど、私も現地のほうは承知しております、草が生えているなど。以前管理していた方がいるんですけども、ちょっと年齢的に高くなってしまったということで多分管理が行き届かないんだと思うんですけど、以前やはり白沢村、現在白沢町ですが、白沢でやっぱり花いっぱい運動ということで村民の方々が本当にあちこちに花を植えていただいて、立派な花をあちこち咲かせていただいたんですけど、やっぱり一番問題はやっぱり村民の方々にそういった花いっぱい運動を啓蒙していくということが一番大事かなと思います。確かに、大地の会とかいろんな会の方があちこちお花を植えていただいてありがたいんですけども、そういった皆様方の花いっぱい活動をどう盛り上げていくかということが大切かなと思います。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ぜひなるべく早くその村有地が花いっぱい、通る人に潤いを与えてくれるような方向に持って行っていただきたいと思います。これはぜひお願いしたいと思います。

それから、私、望郷ライン沿いの貝野瀬のビューポイントというのがございまして、私も畑がすぐ近くでございまして、そこへちょいちょいトイレとか、ちょっと一服するとかでそこを利用させていただいておりますけれども、そこへ本当に入れ替わり立ち替わりドライブの人、ツーリングの人、あとは農家の人もそうですけれども、いろんな人があそ

こへ寄って、休憩をしたりトイレを利用したりしております。そういう人にお話をそのたびに聞くんですけれども、ここはいいところだねと、北海道のようだねと、本当にいろいろ褒めの言葉というんですかね、そういうのをいただいております。

そこで、ただそこを訪れる人が生越のほうから来て直角に曲がって、そこを直線コースでビューポイントのほうに下りてくるんですけれども、あそこに電柱がなければいいよねと、写真が撮れるよねと、いい写真が撮れるということで、そういう声が非常にあります。電気が必要なところがあって電線を引っ張ってくるわけなんですけれども、村長にちょっとアイデアがあったらお聞きしたいんですけれども、あそこの電柱を、景観をグレードアップするようなことで、何かアイデア等がございましたらお聞かせください。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） それでは、まずトイレの関係なんですけれども、非常にビューポイントのところ、非常に素晴らしいと思うんですが、先般もちょっと北麓の方とも話をしたんですけれども、農免道路にトイレが一つもない状況なんです。今の本当に多分皆さんご存知のように、実習生の方が680人近く昭和村にみえておられますし、沼田からも相当の数の方々が昭和村に働きに来ていただいているわけなんです。実際に畑で働いて一番困るのはトイレではないかというふうに思います。ましてや今はほとんどの家庭でウォシュレットになっていますので、穴を掘ってとか、テントを立ててとかという、そういう状況じゃもうないような状況がします。ならば、やっぱり特に女性の方、トイレ困っている方も多みたいですので、トイレのほうをもっとそんなお金かけなくてもできるはずなので、トイレを多くする必要がある、観光客だけでなく、実際に働いている方々のためにもやはりトイレは多いほうがいいんじゃないかなというふうに考えています。

それとあわせて、さっきの電柱の関係なんです。日本で最も美しい村連合のときに行ってちょっと講演をさせていただいたんですが、基本的に日本で最も美しい村連合に入っているのであれば、全てが無電柱化する必要があるというふうに考えております。やはり電柱は景観を壊すということだけでなくして、今回の輪島の震災ではございませんけれども、電柱が倒れることによる災害被害が特に大きくなってしまいますし、水道も3か月間止まってしまうというような状況になっていますので、そういった意味では無電柱化

を昭和村としても進めていきたいというふうに考えています。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で、望郷ライン沿いのトイレの設置も含めてですけれども、早急に改善をしていただきたいと思います。

それから、今のビューポイントのところ、トイレの話が出ましたけれども、あそこの管理は、ビューポイントの管理はどの担当でしたっけね。ちょっと確認しますけれども。

○議長（片柳悦夫君） 企画課。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） ビューポイントの場所については、企画課で担当しております。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） では、企画課長にお尋ねいたしますけれども、あそこは今言ったようにいろんな人が訪れます。それに並行して、観光客の人はポイ捨てはしていかないと思うんですけれども、それ以外の人で結構あの通りにごみを捨てていきます。それは非常に見苦しいんですけれども、その辺の観光農園の方がそこを通ったときに、見苦しいので掃除をして撤去していただいているという話は聞いておりますが、そのほかに定期的にあの辺をパトロールとしてというか、あそこだけじゃないんですけれども、掃除というようなことはされているのでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） ご質問に対しましてお答えさせていただきます。

村内2か所ございまして、不定期なんですけれども、ビューポイントには何って確認はしております。

また、ボランティアで松ノ木のビューポイントにつきましては除草作業をしていただいている方もおりますので、そういう方についても確認をしながら、いつもきれいに整備をしていただいているところでございます。

また、不定期なんですけれども、ビューポイントに行ったときにごみがあれば、もちろんそのごみはもちろん拾いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ありがとうございます。ぜひきれいに保っていただきたいと思ひます。

それから最後に、村長に私の考えていることなんですけれども、お話しますけれども、望郷ライン、それから1本上に広域農道があります。それを渋川市のほうに直結、広域農道は渋川市のほうに行っていますけれども、ちょっとカーブがきつくてカーブがいっぱいあって通りづらいと。冬はまして雪が残るというようなことなんですけれども、望郷ラインのほうもぜひ渋川市のほうに直結できるような道を開けたらいいなと私は思っていますけれども、いろんなルートはありますし、お金もかかります。村だけではできません。ぜひそれを渋川市のほうにつなげて、ぜひそれで県道に昇格させてもらうような運動をしてもらいたいと思ひますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 望郷ライン、また先ほどの農免道路、広域農道、その関係ですけれども、本当に前から望郷ラインを多那のぐねぐね道が完成したら県道昇格にということをお願いした経緯もありますけれども、できれば何とか望郷ラインを県道昇格できるように、渋川市に対してお願いしたいというふうを考えております。ただ、両方の道路とも、やっぱりかなりちょっといろいろな多分林議員も分かっておられると思うんですけれども、基盤整備も含めて北麓関係はやっておりませんので、かなり使い勝手が悪いということももちろんありますし、非常にもう誰が作っているか分かんないような状況の土地もございします。そういった又貸しみみたいな状態になっている土地もありますので、本当にもう一度きちっと整備した状況の中で、道路も含めて今後いろいろと計画的に進めていって、県、また国のいろいろとご相談申し上げて、早くしていききたいなというふうには考えております。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ありがとうございます。ぜひ、私の漠然とした考えで申し訳ないんですけども、ぜひそれが将来そういうことができるようになったらいいと思います。それには村長さんのお力が必要だと思しますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

外国人農業実習生について伺います。

昭和村は少子高齢化が進み、村の基幹産業の農業を外国人実習生が担っていると言っても過言ではありません。昭和村の農業を維持していけない状況だと思えます。

農林水産省の調査では、農業分野の技能実習生と特定技能外国人数は令和5年12月末時点で5万4,000人。国籍は、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジア、中国、その他の国々となっています。

村長に伺います。昭和村で働いている農業実習生の現状について、その人数や出身国が分かれば教えてください。

②農業実習生の受入れの拡大計画や支援策、補助金などはあるのか教えてください。

③外国から実習生が来なくなることも予想されますが、そのときの対応策はありますか。

村長、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの外国人農業実習生についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①の昭和村で働いている農業実習生の現状についてですが、令和6年7月31日現在、昭和村に住所登録のある中長期在留者のうち、在留資格が技能実習の外国人は338名、特定技能の外国人は290人となっております。国籍別の上位3か国は、インドネシアが244人、ベトナムが135人、タイが79人となっております。こちらにつきましては、在留資格別の人数であり、全てが農業分野とは限らないため、参考数値となります。

次に、②の農業実習生の受入れの拡大計画や支援策、補助金についてですが、農業実習生の受入れにつきましては、村の計画により行っているものではありませんので、拡大計

画はございません。また、支援策や補助金についても、今のところ村独自のものはございません。

次に、③の外国から実習生が来なくなったときの対応策についてですが、来なくなったときの対応策はありませんが、そうならないために制度を正しく理解し、受け入れた外国人実習生がその能力を十分に発揮できるよう、適正な労働条件を確保することや、職場環境を整えることが重要であると考えます。そのために、外国人実習生から選ばれる職場となるよう、国や県等の関係機関と連携し、環境整備等の取組を推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ありがとうございます。ただいまの昭和村の人口は令和6年の8月末で7,025人。外国人の登録者数が618人ということでございます。この618人が全て農業のほうに関わっているということではございませんが、相当数の外国人の方が各農家に配属されて一生懸命お手伝いをいただいていると思っておりますけれども、以前はお金を稼ぐために日本に来ているんだというようなことで来ていただいておりますけれども、最近はその国の経済状況も改善されて、日本に来なくても自国で仕事ができるというような方も増えて、だんだん農業実習生も日本に来てもらえなくなるのではないかとというのが私の心配なんです。今の現状では昭和村の農業を支えていただいているわけで、その人たちが来なくなると、本当に昭和村の農業が足元から崩れていくんじゃないかということで非常に心配しているわけですが、各派遣の会社が何件かあって、その人たちが派遣をしてくれるんだということを聞いて、いろいろ実習生の居住環境とか、1人3畳ぐらい確保しなさいよとか、いろんなあれで大分住環境、それから仕事のほうの条件も大分緩和されて農業実習生が働きやすい環境になっております。ですから、昭和村に行って働けばちゃんとした保障が得られるというような環境になっておると思っておりますので、ぜひこれからも外国人の実習生、できれば外国人に依存するのではなく、日本人の方もぜひ農業のほうに向いていただけるような環境をつくっていただきたいと思っております。

それで、これも私の考えるところでございますが、外国人の実習生ならば、ずっと昭和村に移住していただいて、ずっと一生ここで実習生だけでなくて農業経営に参画できるよ

うなシステムになっていったらいいなと思うんですけれども、そのようにするにはいろんなシステムを改善しなければならないと思いますけれども、実習生から昭和村にずっと住んでいただいて農業経営をしていただけるような方向にやってもらったらいいなと思うんですけれども、村長、その辺のところはどうお考えでしょうか。ちょっと漠然としているんですけれども、お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、農業実習生の関係、非常に農家さんによってとか、また職場によって扱いがちよつと違うという部分はお聞きしております。それと、派遣会社がJAを含めて数社あるわけなんです、その派遣会社によってもかなりやっぱり扱いが違っているというところがありまして、その辺のところを何とか改善していかないと、なかなかいい方が来ないというふうに考えております。

先般、高崎の私の後輩が今度副校長になったんですけれども、外国人のための語学が中心ですけれども、学校ができて今150人ぐらいいるみたいなんですけれども、その副校長が見えて話しておりましたけれども、とにかく人がまだいっぱいいるんです。インドネシアも含めて本当に素晴らしい子供さんがいます。特に、バリ島等については月1万円なんだそうです、月給が。ぜひとも日本に行きたいという方がたくさんおりまして、先ほど林議員がおっしゃっていたように、そういう意味ではうちもインドネシアからは今4人いるんですけれども、本当に結婚を前提という意味じゃありませんけれども、実習生としてきて一生懸命働いていただいて、本当に日本の環境に合って、そういう形であれば別に定住をしていただいてもいいんじゃないかというふうに考えています。本当に素晴らしい子供さんがいまして、またうちも期限が切れてしましまして帰ってしましまして、どうしてもまた日本に来たいという女の子がいるんですけれども、そういう意味ではやっぱりそういう形で国がどうのこうのということではないと思いますので、労働力ではなくして、労働力だけではなくして、やっぱり日本人のよさを、日本のよさを伝えていただいて、本当は住んでいただければ一番よろしいんじゃないかと思います。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔6番 林 勝美君発言〕

○6番（林 勝美君） ありがとうございます。

これはちょっと余談ですけれども、私の近くにも外国人実習生が空いた民家に住んでおります。貝野瀬の夏祭りには一緒に仕事をお休みにしてみこしを担いだと。みこしを担いで一緒に私たち地域の住民と一緒にお祭りを楽しんだ。みこしを担ぎ過ぎて二日三日ちょっと仕事を休んじゃったなんていう実習生もいたそうですけれども、ぜひ長期で日本に、昭和村で働いていただけるような環境にしていきたいと思います。ぜひ、そうじゃないと昭和村の農業は終わってしまうんじゃないかなというようなことを危惧しているので、ぜひそういうようなことを常に村長も気に留めていただいて、外国人実習生の配慮もしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

2時30分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2時12分休憩

---

午後 2時30分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番議員、林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それでは、さきの通告どおり、次の2点について一般質問をさせていただきます。

1項目め、防災マップ、ハザードマップの活用と自主防災組織の結成推進を。

9月は防災月間です。近年は、地球温暖化の影響で記録的な大雨による河川の氾濫、猛暑や大型台風をはじめとした自然災害が多発しています。災害は忘れた頃にやってくると言われていますが、備えあれば憂いなしのことわざにあるように、事前の準備は大事です。

防災マップは、災害発生時の避難経路や避難場所、消防署などの避難関連情報を提供しています。一方、ハザードマップは、地理的な特徴や自然災害の発生リスクを示す地図とされています。どちらも万一の災害に備える防災対策用の地図のことです。

利根川の浸水想定は、群馬県水害リスク想定マップ、平成29年7月群馬県とあり、中でも片品川の浸水想定は、利根川水系片品川園原ダム下流河川浸水想定図、これは令和2年6月12日国土交通省関東地方整備局となっています。さらに、各家庭に配られている防災マップには、避難場所として15か所が指定されています。その中で、崖崩れ、土石流、地滑りの危険があるのが永井住民センターと社会体育館、昭和中体育館です。中でも昭和中体育館は洪水の危険性があるため、避難場所としては不適。ただし、地震災害には避難所指定ありとなっています。8月号広報しょうわでも特集として、災害から身を守るために、学ぼう、備えようとして、昭和村防災の手引を配布しているため、災害から身を守るためにも活用して、災害にしっかり備えようと掲載されていました。

こうした中で、防災マップとハザードマップの違いを認識した上で、防災マップに基づいた避難ルートの確認や村民や地域での避難訓練が事前にできているのでしょうか。さらに、防災マップやハザードマップの活用方法と具体的な避難の実践事例、さらに今後の対応についてどのように取り組んでいこうとしているのか、伺います。

次に、自主防災組織について伺います。

昭和村第5次総合計画後期基本計画の中で、令和6年度末での自主防災組織の目標は10地区とあります。令和5年度末では既に5地区に防災組織が設置されているようですが、目標数に届いていません。災害時における地域力はとても重要なことだと考えますし、各行政区にさらなる自主防災組織の設置を促し、推進していくことが重要と考えますが、村長の見解を伺います。

また、地域の人との関係が疎遠になっているという課題もありますが、防災活動を通してコミュニティーの輪を広げていくことも、相乗効果として期待ができるとも考えますが、自主防災組織の育成方策はどのように考えているのか、伺います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの防災マップ、ハザードマップの活用と自主防

災組織の結成推進をのご質問にお答えします。

初めに、①防災マップ、ハザードマップの活用方法と具体的な実践事例と対応についてですが、近年多発する自然災害に対し、事前の備えの大切さを改めて認識させられております。

さて、村の防災マップは令和2年度に見直し、令和3年度に作成、全戸配布いたしました。内容につきましては、大雨による浸水が想定される場所や土砂災害の危険がある場所を示すとともに、村内15の指定避難場所を示したものとなっております、ご質問の防災マップとハザードマップを併せて表示したものとなっております。

防災マップの活用方法につきましては、避難が必要になったときに備え、事前にご自身の住んでいる場所周辺の災害リスクを確認していただき、浸水想定区域や土砂災害の危険区域になっている場所を避け、避難場所まで行ける経路を確認しておくことなどが掲げられています。また、自主防災組織を設立している地区で実施していただいている避難訓練でも活用していただいております。

今後の対応としましては、住民の皆さんの役に立つよう活用方法の周知を図るとともに、必要に応じて見直しを行い、内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、②の自主防災組織のさらなる結成推進と育成方策はどのように考えているのかですが、令和5年度末までに設立された5地区に加え、今年度新たに森下上組、追分の2つの地区が加わり、現在7地区が自主防災組織を設立いたしました。災害発生時に被害の拡大を防ぐためには、国や自治体、消防、警察などの公的機関による救助活動や支援物資の提供など、公的支援である公助とともに、住民一人一人が自ら災害に備え、自分を守るために取り組む自助、それから地域や近所の人たちで助け合って取り組む共助が大変重要であります。このことから、各地区の自主防災組織の設置を促し、推進していくことは、地域力を高め、自助及び共助の取組を推進していくために重要であると認識しております。

また、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の連携に基づき結成されている自主防災組織の活動は、地域コミュニティーの活性化にもつながっていくものと考えております。自主防災組織の育成方法につきましては、今後も未成立の行政区へ自主防災組織の設立をお願いしていくとともに、設立している行政区に対しては、組織活動の充実強化

のための補助事業や要望に対応するなどの支援を引き続き行ってまいりますので、よろしくおしいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 防災マップにつきましては、ここにもあるんですけども、防災マップ、それから防災の手引ということで、各家庭に配られているということなんですけれども、防災マップについては災害発生時の避難経路、それから避難場所、それから消防署などの関連の情報を提供ということで、地区の住民センター、それから我が家でもそのマップは貼ってありますけれども、それぞれの地区でどこへ避難すべきなのかと。一度も避難訓練なんかもしていない地区が実際あると思うんですね。日頃から避難が必要になったときに備えて、やはり避難場所とか避難ルート、これだけで見ただけで実際に立つのかどうかということに対して、ちょっとどうかなという面が私としてはちょっとあります。

防災の手引、この中身については、令和3年に全戸配布されたということで、うちにはマップあったんですけども、これがなかったんですね。実際、各家庭に配られたということなんですけれども、なかなか配られてもどこかへしまい込んでしまうという場合が多々あるのではないかとということなんで、この間総務課へないということで伺って、頂きました。

この手引については、非常によく内容を読んでもできていると思います。実際の風水害や地震などの災害でどこへ避難するかというのは分かっているし、いろいろ内容的にもページ数も非常に多くて、本当に一読しなければならない。そして、これを基にして活かせるという形が取れば一番いいと思うんですけども、実際その活用方法として、具体的なこれを基にした避難訓練、この実践している事例はあるのかどうか、その辺のところをまず伺いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えします。

現在、自主防災組織5地区あって、今年度2地区追加で7地区ということなんですけれども、

その自主防災組織の中で行っているということは聞いております。よろしくお願ひいたします。

○3番（林 栄一君） 自主防災組織のあるところでは、こういった資料を基にして利用されているというふうな回答だと思うんですけども、なかなか一般の自主防災組織があるところはいいんですけども、やはりないところも多いと思うんですね。ですから、これらをもっと活用できるような、実際役に立つような、そういった形になればいいのかなと思っております。

この中で、避難場所として15か所が出ております。その中で、崖崩れとか土石流、地滑りの危険があるのが、前にも言いましたように永井の住民センターと、それから社会体育館、それから昭和中となっているんですね。中でも、昭和中体育館については洪水の危険性があるって、避難場所としては不適ということで、これバツになっているんですね。ただし、地震災害には避難所指定ありというふうな形になっております。こういった中で、実際避難ルートも、そこに住む人達にとっては実際水害とか地震とかいろいろあったときに、ふだんからこの避難ルートをはっきり承知をしていない。実際本当どこに避難したらいいのかと迷う人がたくさんいるかと思うんですね。ですから、そのためにもこの状況のままでもいいのかどうか、課題があるのではないかと思いますので、村長にこういったのを利用してこれからのいい防災の避難のいい形、有効に使って安全が確保できるようなことを村民に周知していくためにどうしたらいいのかというのを再度答弁していただければありがたいんですけども。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほど答弁の中でお話ししましたように、自助共助、やっぱりその辺のところが一番大事だと思うんですね。ですから、ぜひともまだ自主防災組織ができていないところをなるべく区長さんが中心になろうかと思うんですけども、自主防災組織をつくっていただいて、それを中心にやっていただけたらということがまず第一ではないかと思います。そのようにぜひお願いしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） これらを活用するには、まず自主防災組織をつくったほうがいいのではないかとありますが、この第5次総合計画の後期計画の中では、6年度末までには目標として10地区ということでありますけれども、現在は森下上と追分ですかね、2つのところも新たに加わって、現在7か所のところに自主防災組織ができたというふうなことで、こういった組織ができるというのは非常にいいことだと思います。そういった組織をどんどんやっぱり増やした中で、自分たちのところは自分たちで、地域は自分たちで守るというふうな形で共助の精神に基づいて、地域の人たちで自発的に防災活動をする団体組織をつくっていった対応していくというのがいいというふうな形なんですけれども、中には自主防災組織ができて活動が低調というふうなところも実際はあるかもしれません。また新たにこれから自主防災組織をつくってこうというふうに思っているところもあるかもしれませんけれども、やはりそのきっかけづくりというのは、やはり行政の力というのが非常に大事だと思うんですね。その働きかけ、それからできたところに対する支援、それらも十分考えて、これからも自主防災組織の立ち上げに対する支援とか、また防災マップ、ハザードマップもありますけれども、これらを生かしてスムーズな避難ができるような、そういった体制づくりをしてほしいなというふうに思いますけれども、いろいろ答弁の形では村長からいろいろと答弁の形いただいておりますので、自主防災組織も含めてハザードマップの関係も含めましていろいろと分かったわけなんですけれども、自分も自主防災組織を立ち上げていけるように自分も尽力していきたいというような思いがあることをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

2項目めなんですけれども、昭和中学校付近の河川整備と改修の要請で、安全安心確保へということですが、本村西側の縁を流れる1級河川の片品川、県道沿いから見える最近の片品川の風景は、アカシアなどの樹木が生い茂っていて川の流れはよく見えません。特に、役場西側付近から昭和中学校付近にかけて樹木が繁茂しています。こうした状況のままではよいのでしょうか。台風に伴う線状降水帯や集中豪雨も心配をされます。早期に樹木伐採処理をする必要があるのではないのでしょうか。関係機関に働きかけて対応をしてほしいと願います。まず、村長の見解を伺います。

次に、昭和中学校はご存じのように、平成に入り村民の長年の懸案事項として片品川沿いに2つの中学校を1つにした統合中学校として建設をされてから、今年で35年余りです。

この地は過去にカスリーン台風、昭和22年9月15日に被害、がこれは9月9日から雨となり、14日174ミリ、15日に112ミリ、計286ミリの豪雨なったため、利根片品両河川が氾濫し、大被害を及ぼしました。この台風は雨台風で、赤城を中心に降り、降雨量400ミリに達し、この豪雨で片品川が大増水となり、三ツ谷地内の堤防決壊で居宅3棟が流失したと村誌久呂保に記録が残されています。このことから、過去の史実を承知した中で、統合昭和中を建設するに当たっては、関越自動車道建設に伴う残土を青少年広場に大量に埋め立て、かさ上げをし、さらに河川整備を経て村民の総意で三ツ谷地区が適地であるとして、水害の危険性もなく安全面に配慮をして、昭和中学校は建設をされたと理解をしております。

河川整備とかさ上げをされたこの地区には、学校敷地のほかに糸井三ツ谷地区処理施設や三ツ谷住民センターをはじめ、同地区には住宅地をはじめ多くの各種事業所などがあり、多くの住民が生活をする極めて重要な地域であることをまず認識をしていただきたい。このことから、三ツ谷地区住民をはじめとした村民の生活の安全安心のためにも、防災マップとハザードマップで想定される水深3メートルから5メートルのピンク色に示されたまま見過ごしてよいのでしょうか。特に、避難所として指定されている昭和中体育館が洪水の危険性があり不適のままに放置しておいてよいのか、疑問があります。

また、危険水位に達したことがあったのでしょうか。住民の不安をなくす対応を取っていくべきではないのでしょうか。不安をあおった状態にしておくのではなくて、村としても安全安心を担保としておく必要があるのではないのでしょうか。村長の見解を伺います。

その解決策として考えられることは、台風や集中豪雨等で河川が増水した場合にも水がスムーズに流れるように、常日頃から河川の環境整備をしていくことが重要と考えます。特に、役場の二恵橋付近から下流にかけて河川内に繁茂している樹木伐採を定期的に行うようにすることが必要ではないのでしょうか。

ハザードマップでピンク色に染まった想定される水深箇所を改善するためには、沼田市側との協議を含めて、さらに堤防のかさ上げを行うなどの河川改修を国や県など関係する機関へ強く働きかけ、実現を図っていくべきでないのでしょうか。村長の見解を伺います。

最後になりますが、災害発生時の避難を想定した避難訓練を行う必要があるのではないのでしょうか。対岸の利根中央病院では、水害を想定して病院避難訓練を実施していると

「利根の保健」に掲載されておりました。また、安全安心の確保ができた暁には、国土交通省関東地方整備局や関係機関との協議も経て、防災マップやハザードマップの見直しをしていく考えがあるのかどうか。この対応についても村長の見解を伺います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの昭和中学校付近の河川整備と改修の要請で、安全安心の確保へのご質問にお答えいたします。

まず、①の片品川の河川に繁茂する樹木の処理対策についてですが、役場西側付近から昭和中学校付近にかけて現地を確認したところ、樹木などが生い茂っている箇所が見受けられましたので、台風や集中豪雨があった場合に備え、片品川を管理しております沼田土木事務所へ樹木などの伐採を依頼しました。今後も県などの関係機関と連絡を密にし、災害のない村づくりをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、②学校施設のほかに住宅地や事業所、糸井三ツ谷地区処理施設など重要施設が整っている地域であることの認識についてですが、三ツ谷地区は学校施設をはじめ重要な施設が整っている地域であることは認識しております。三ツ谷地区の浸水想定についてですが、防災マップで記載されている片品川の浸水想定は、利根川水系片品川園原ダム下流河川浸水想定図を基に作成しております。国土交通省関東地方整備局利根川ダム統管理事務所によると、この想定図は現時点の河川の整備状況を前提として、想定し得る最大規模の降雨がダム上流域に生じ、ダムの施設規模を上回る洪水により、片品川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションより予測したものとすることです。最大規模の降雨を想定し、住民の方にリスクを伝えることが重要であります。地域住民の皆さんの安全安心を考え、不安をなくしていくための対応は必要であると考えております。

次に、③の現状を打破するためにも沼田市とも連携し、国、県等へ河川整備と改修の必要性を要請し、安全安心確保のために対応すべきについてですが、浸水が想定される箇所の改善のための河川改修等につきましては、今後国、県等関係各所と協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、④防災訓練の必要性和ハザードマップの見直しについてですが、災害はいつどこで起こるか分かりません。地震や台風など様々な災害発生時に適切な判断と行動を取るた

めに、避難訓練を行うことは非常に重要であり、特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域の周辺地域に住んでいる方に、より一層の防災意識を持っていただくことにもつながると考えております。まずは、そういった地域を中心に自主防災組織の設立をお願いし、避難訓練を実施する際の支援を行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、防災マップの見直しにつきましては、今後、河川の整備が行われることにより、利根川水系片品川園原ダム下流河川浸水想定図の浸水想定が変わることがあれば、防災マップの見直しを行うことは必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） まず初め、片品川の河川に繁茂する樹木の処理対応ですけれども、沼田土木事務所のほうへ伐採を依頼したというふうな話でございますけれども、これはすぐやっただけなのかどうか。そして、毎年計画的に伐採をしていくということが大事ではないかと思うんですが、その辺のところは実際依頼をして反応はどうだったのか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問につきましては、建設課長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

土木事務所のほうに報告、お願いをしましたところ、現地のほうは見ていただけというところでございました。確か私の覚えでは、令和元年か2年頃に一度あの中と同じような状況で処理をしていただいたことがあったかと思っております。その後、今回についてはやっただけなのかどうかについてはまだ回答をいただいておりますので、これから確認をしたいと思っております。

また、今後の計画につきましてもさらに確認をしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 過去に令和元年2年頃に実施したというふうな話なんですけれども、今の状況を見ると、非常に毎年ある程度計画的にはやっていかなくちゃならないと思うんですけれども、今の状況を見ると非常にすごい状況ですので、必ず早めにやっていただくことと、それからの計画的に伐採をしていくように、また再度確認のほうをしていてほしいなと思います。

それから、あと学校施設のほかにこの三ツ谷地区については処理場、それから三ツ谷の住民センターをはじめとして多くの事業所があったりして、非常に重要な場所だと思いますね。ですから、そういったところにやはり水害が及ぶとか、そういった形になってはとても困ると思うんですね。処理施設については、これは三ツ谷だけではなくて糸井三ツ谷地区の処理施設ということで、実際500世帯ぐらいですかね。そこへ処理をしていると思いますけれども、もし万が一なんていうことがあってはならないんですけれども、そういったことになってはとても困るわけで、絶対に浸水被害が発生しないように事前の備えをしておくべきだと思います。

それから、沼田市とも連携をして、やはり河川整備は当然なんですけれども、かさ上げとかそういうこともできるのかなというふうな面があります。昭和村だけというわけには多分いかないと思いますし、沼田市側とも協議した中で、その辺のところを対応を考えていていただきたいと思うんですけれども、その辺のところを村長、もう一度その辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問についても建設課長のほうから答えさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問についてお答をさせていただきます。

県等、関係機関等とちょっと協議を重ねまして、実際できるかどうか、これから協

議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） この辺のところは本当に重要なことだと思うんですね。とても大切な場所です。学校施設あり、処理施設あり。いろんなところに関わる村全体の中でも関わる場所ですので、ぜひとも国県、いろんな発言をする場所もあると思うし、陳情とかお願ひをする場面も、国会議員とか県議会議員とかいろいろあると思うんですね。ですから、そういった実態もやはりそういったところでそういった機会を捉えてお願ひをしていくとか、あと沼田市長ともそういった状況も踏まえて対応していくような形をぜひお願ひしたいと思います。

それから、防災のこの手引、この中では、このマップでは3メートルから5メートルの想定される水深ということで出ているような色合いなんですけれども、この防災の手引を見ると、まだらというですかね、昭和中付近については0.5メートルから3メートル未満、あるいは3.5から5メートル未満というようなところがまばらにちょっとあるような感じをしております。これらは、そういったことで危険を知らせるということで載せているんでしょうけれども、本当に答弁にもありましたように、国土交通省では現時点での河川の整備状況を前提として想定し得る最大規模の降雨がダム上流に生じ、ダムの施設規模を上回る洪水によって片品川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションしたというふうなことなものですから、滅多にはこういったものは起きないかなというふうに思われるんですけれども、こういったことで出ている限りは、その対応というのを承知していながら対応を怠っているというのは、これは行政としてやっぱり困ると思うんですね。やっぱり村民の安全安心のために、やはり村としてこの辺の対応をしていく必要があると思っておりますので、その辺のところはぜひともお願ひしたいと思います。

じゃ、そのことに対して村長の意思というんですか、お願ひしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 本当に三ツ谷地区につきましては、当初、先ほどの林議員がおっしゃったように、橋にたまたまごみはその当時つかえていたという話は聞いております

が、氾濫してしまって浸水してしまったという話は聞いておりますけれども、現在中央病院がございますが、中央病院のほうが逆に昭和中よりも低いということはよく言われておりますが、実際にそうだと思います。であれば、先ほど林議員がおっしゃるように両サイドかさ上げをしないと大変なことになってしまうでしょうということだと思っております、その辺で国とか県とかにやはり要望しまして、そういったところをしっかりと訴えていきたいというふうに思います。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 先ほど答弁がありましたように、そういったことで対応していただけるというふうなことです、村長の今回の在任期間中には何とかその辺のところを実現できるように道筋を立てていただきたいというふうに強く思います。

そして、利根中央病院では今避難訓練を何かやっているというのが利根の保健に出ていたんですね。実際そういった避難訓練をしたりしてやっていることについて、村長はどういうふうに思われますか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 訓練はやはりさっき言った自主防災じゃありませんけれども、しっかり毎年災害があろうがなかろうが、やるということは必要なことではないかと思っております。ですから、そういうことをやっていることによって、万が一あったときにそれが生きてくるといふことだと思っておりますので、特段災害がないからやらなくてもいいということではないと思っております。必ず避難訓練は生きてくると思っております。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） じゃ、そういったことも含めて対応のほうをしていただければと思います。

今回の昭和中学校付近の河川整備と改修の要請で安全安心の確保ということで、村長答弁をいただきました。特に、昭和中学校付近の河川整備と改修を国なり県へ要請していただきまして、働きかけていただきまして、三ツ谷地区の安全安心の確保を早期に図ってい

ただきたいと思います。そして、昭和中学校付近は水害の心配はないという状況にしてほしいと思います。安全安心の確保をぜひとも、先ほど申し上げましたように、高橋村長の今回の在任期間中に問題を解決してほしいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

3時25分に再開いたしますので、よろしくをお願いいたします。

午後 3時 6分休憩

---

午後 3時25分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番議員、佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） それでは、さきの通告により質問いたします。

子育て世代の支援策として、保育の受入れの制限がなく様々な保育ニーズに対応した認定こども園について質問いたします。

本村では保育園が皆さんご存じのとおり3か所ございますが、母親が働いていない場合、家族も同様なんです。保育園には預けることができません。本村の保育園も認定こども園とすることにより、受入れに対する制限がなく、子育て支援の役割を果たすことができると考えます。

認定こども園は、都道府県から認可を受けることで施設型給付費と呼ばれる補助を受け、運営されます。また、認定こども園は、親が働いていない場合でも3歳以上の子供は入園できる等、メリットがあります。保育園は親等の就労の有無により、利用できない制度となっています。先ほど述べましたとおり、現在の保育園の制度では就労していることが条件等となり、通園することができませんが、認定こども園として導入されることにより、母親等の就労の縛りがなく、孤立防止、子育て支援につながるかと考えます。子育て世代

の支援、少子化対策としての認定こども園のへの改革を求めます。

最初の質問とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの様々な保育ニーズに対応した認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、女性の社会進出などにより共働き世帯の増加に伴い、保育園に入れない、いわゆる待機児童が増加し、社会問題になったこと、また子供がいると働きに出られないことで生じる産み控えによる少子化も問題視され、こうした問題を解決すべく、幼保一元化対策の一つとして認定こども園の制度が平成18年10月に創設されました。

現在の昭和村の保育園が認定こども園となることで、3歳以上の子供が保護者の就労の有無に関わらず認定こども園に通うことができるようになるメリットはありますが、新たに増える一号認定事務を認定こども園で行わなければならないことや、保育に加え、教育的内容も加えなければならない等の課題があり、現在の保育園の職員体制では厳しいことから、また3歳児以上の待機児童がいないことなどから、現状では急いで認定こども園にする必要はないと考えておりますが、今後の保育園の在り方の一つであると思います。

子育て支援、少子化対策は重要施策と考えておりますので、進みゆく少子化を見据え、国が力を入れている子ども・子育て支援制度の動向に注視し、昭和村の現状に合った支援対策に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。認定こども園、これ今後の保育園の在り方の一つであると確かに思います。

近隣の市町村では、もう認定こども園ございます。昭和村の子供が行けないかという、行けます。ただ、目の前に昭和村の保育園があっても、遠くの認定こども園に行かなければいけないんです。今広域でやっていますので、行けないことはございません。ただ、村の中にはないんです。そうすると、どんな現象が起きるか、ちょっと説明させていただきた

いと思います。

もしお母さんが家において、赤ちゃんができて赤ちゃんを見ている場合、今保育園に入っているその上の子供さん、お母さんが見ますよね。お母さんが見ているとどういう現象が起きるかという、上の子も保育園行かなくてもお母さんが見れるんじゃないの。保育園退園してねと。今、現実はそれなんです、村長ご存じかと思うんですけども。なので、今保育園を退所しなければならないということ。目の前にそんな問題を抱えている保護者が昭和村にいます。じゃ、沼田市、みなかみ、ほかの町村に認定こども園に行って、3歳でも入れるよ。その回答がいいんだと思いますか。対処しなければならないという実態がございます。全ての保育園が認定こども園になることは本当それは理想ではあるかと思えます。でも、まずは1園でもいいですから、認定こども園に移行してください。

利根沼田管内では、既にどの自治体も保育園を認定こども園に移行しています。これはメリットが大きいからです。昭和村で暮らしたい、子供を預けたい、でもできない、となると、他市町村に若い世代が流出してしまう可能性が大いにあります。ぜひ3歳になると無条件で入園できる幼保連携型の認定こども園の移行を積極的に早く進めてください。

回答では早急に実現することはできませんとありました。確かに今年言って来年というわけにはいかないかと思いますが、ほかの近隣の状況を見て、だんだん子育てしやすい昭和村に進めていっていただきたいと思えます。

子育て中の世代の切なる願いを実現してください。条件によっては、これいろんな条件があるんですね。入園するのに当たってはいろんな条件があるんですけども、条件によっては退園しなければならないという現実をかみしめていただき、埋もれている子供とその家庭をぜひ救ってください。村長はいかががお考えですか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまのご質問については健康福祉課長から答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

保護者が働いているということが条件でございますが、条件によりまして出産や疾病や障害などに応じて一号認定が受けられる場合がございますので、ちょっと状況のそのお宅のことを聞かせていただきまして、法に犯すことはできませんが、弾力的に運営をしておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

村長も答弁いたしましたように、今国が子供対策に力を入れておりまして、2026年から本格始動となります。こども誰でも通園制度という制度等も国が検討しておるようでございます。ただ、まだこれは縛りがいろいろございまして、運用はちょっとまだ手広く誰でもというわけにいかないんですけれども、国のほうもなるべく誰でも受け入れられるような体制で考えていただいているようでございますので、国の動向に注視して検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 先ほど課長が説明しましたように、入園できる乳幼児というのは保護者の就労、保護者というか家族の就労ですね。妊娠出産、それから疾病、介護、災害復旧、いろんな形、それからさっき言いましたように、就学とか、あと育児休業中とか、これはできるよ、できないよというのは細かく決められております。そこで空いてしまっている、ちょっとえっという、そういうケースが実際にあります。なので、そこをよく調べていただいて、そういうなぜ退所しなければならないのとびっくりしてしまう現状です。なので、それは保護者は心配しております。それをよく調査していただいて、もし国の制度、いろいろ制度がございますので、縛りがあるので、保育園としてはできないよということであれば、村として何とかならないかなという方向性を導いていただければ、本当にどこよりも子育てしやすい村づくりなるかと思います。それは村長、そう思わないですか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） うちも孫が行ってましたので十分承知はしておりますけれども、現在昭和村、3つ保育園があります。ですから、1つだけ認定こども園にするということはなかなか難しい状況であると思いますし、先ほど課長のほうから話がありましたように、2026年にそういった法改正をしていって、誰でも通えるような保育園にしていくと

いうことは今検討されていますので、検討というか、もうすぐそこにあるわけですので、ですからこども園につきましては、もう少し時間を置かせていただけたらと思います。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） もう少し時間をかけて慎重に制度を整備していただきたいと思います。

確かに、参考としてこども誰でも通園、正式名称、誰でも通園です。これは負担軽減等を図る。負担軽減の解消を図るべき。先ほど課長が言ったように、いろんな条件はあります。ただ、生後6か月から2歳までの未就学児が誰でも入園できるんですね。認定こども園は3歳からは誰でも入園できるんです。そうすると、ゼロ歳から2歳、そして3歳から誰でも入園できる。これは2025年度制度化です。そして、2026年度全国展開される予定です。これは承知しております。ただ、これは試行的に段階的に多分市町村ごとにやっていくのではないかと思います。一気に、じゃ全国的にぱっとやろうねというのは、今年が2024年ですので、なかなか国としても難しいのではないかなと思うんですけれども、それが実際2026年に、先ほど課長が言いましたとおり、村長もおっしゃったとおり、2026年に全国展開されれば本当にありがたいかなと思います。今、試行的にやっている市町村がございます。試しにやっているところですね。ありますので、そういったこともよく調べて、受け入れられないよという子供さんがないように、昭和村の子供さんだったら誰でも保育園に入れるよ。幼保連携だったら認定こども園になるんですけれども、入れるよという状況をつくっていただきたい。これは本当にわずかな子供の出生率なんですけれども、その保護者の切実な願いでもありますので、その辺よく調査していただいて前向きに検討していただければと思いますけれども、村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほどお話ししましたように、前向きに考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。そうですね、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それから、ちょっと話は外れるんですけども、保育園に関して待機児童はいるか、いないか。村長、いると思いますか、いないと思いますか。お答えをお願いいたします。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） この質問につきましては健康福祉課長のほうから答えさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君） 先ほど佐藤議員さんがおっしゃったように、役場のほうに届いていない部分でいらっしゃる可能性はあると思うんですけども、またそのことは課のほうに個別案件として言っただけであれば検討いたします。

私の知る限りで申込みが来てお断りしているような状況はございませんので、そういう意味においては待機児童はいないものと思っております。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 残念ながら、課長のところには届いていないと。

実際には、入所したいけれども入れない。現実にはわずかな子供さんしか生まれていないのに、そういう現象があるという事実、承知しておいてください。その辺は現場のほうとよく確認をしていただいて、一応入れているんですけども、入れていないという方もいらっしゃるのです、よく待機児童はいないと言うんですけども、その辺もよく調査していただきたいと思います。これはここにはないんですけども、大切な子供たち、大切な保護者、そして将来昭和村に将来住んでいきたいという人たちをやっぱり守るためにも、一人として取り残すことのないように、ぜひどこよりも子育てしやすい村づくりということでお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（片柳悦夫君） 続けて。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） それでは、2項目目です。

村の借り上げ賃貸住宅事業補助制度の対象を村内一円化とし、子育て世代への対象とした助成制度の拡充を求めます。

これ平成16年度から実施のと、村のほうは平成18とうたっていたかもしれないんですけども、制度ができたのが16年度ですね。実施の昭和村借り上げ賃貸住宅事業について、現在大河原小学校区に1か所あります。皆さんご存じのとおりアップルタウンですけども、これは村が指定した賃貸住宅、要するにアパートの入居者に対して家賃助成をしたものです。以前は村の事業者さんが造った建物ですけども、今は村外の方が多分物件を持って貸出しをしているかと思うんですけども、私が認識しているのはそこまでですけども、その後また変わるか分からないんですけども、そういった物件です。アップルタウン、これに対して4万4,000円、これはアパート代がかかるうち、4,400円、以前もっと補助を出していたかと思うんですけども、4,400円、10%を村が補助しています。ということ、借りている人は安く借りられて、貸している人はちゃんと定額が入るという仕組みになっています。これはとてもいい仕組みだと思います。

現在の制度内容は、今あるホームページとかで紹介されている制度の内容でございますが、小学校区に1か所ずつ賃貸住宅を借り上げて、合計20戸程度を賃貸するよう努めるものとすると思いますが、制定以来、対象物件は増えていないように思います。ほかにないと思います。そこで、現在村にある賃貸物件で暮らす子育て世代、ほかの例えば新婚の家庭もそうなんですけれども、対象に賃貸料の助成を求めます。要項で掲げています。これ決まり事の中にきちんとうたってあります。事業対象地域は村内一円ですので、村全体を範囲とした賃貸住宅の助成制度の拡充を求めます。

アパートで暮らしている子育ての世代の方々が将来も昭和村で暮らし続けていただくことを願ひまして、村長のお考えをお聞かせ願ひします。願ひします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの村借り上げ賃貸住宅事業補助制度の対象を村内一円とし、子育て世代への対象とした助成制度の拡充についてのご質問にお答えいた

します。

現在、村が実施している借り上げ賃貸住宅事業につきましては、大河原小学校区内にあるアップルタウンの1か所となります。また、本事業の賃貸住宅の契約者に対しては、家賃補助として月額家賃の4万4,000円の10%分、4,400円を助成しています。

ご質問の賃貸物件で暮らす子育て世帯への賃貸料の助成についてですが、本村では子育てに優しい村づくりを推進するため、従来から行っている子育て支援策に加え、今年度から児童生徒の給食費や保育料の完全無償化を開始し、また若者の新築住宅建設に伴う補助額のかさ上げを行うなど、従来より子育て世帯の経済的負担を軽減させております。また、来年度以降入学祝い金の支給も計画しているため、従来からの支援事業とともに、これらの事業を着実に進めていきたいと考えております。

賃貸物件に暮らす子育て世帯への賃貸料の補助については、現在の借り上げ賃貸住宅事業を現状のまま維持したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 先ほど、何回も言うんですけれども、要項では各小学校区に1か所ずつ対象にしましょう。村内全部で20棟ほどにしましょうとうたっています。もし結婚し、または結婚してアパートに暮らしていこうというとき、諸々の諸経費がかかります。そういったときに補助や村からの支援があれば、経済的な負担が減ると思います。さらに、子育て世代へのアパート代の補助は本当に喜ばれ助かり、昭和村はすごいよということになるかと思います。せっかくすばらしい制度がありますので、ぜひ要項に沿って積極的に進めてください。

回答では、従来から行っている子育ての支援策、それは目的が一つ一つ違います。要するに、保育料は保育料です。給食費は給食費。保育料の完全無償化は今年度から本当にありがたいことに無償化になりまして、新しい村長も無償化の約束をしてくださったんですけれども、これは目的が違います。これは借り上げ賃貸住宅の要項に基づく質問でございます。なので、例えば若者の新築住宅建設に伴う補助額のかさ上げと言っているんですけれども、これは新築住宅に対する補助でございます。それから、来年度以降入学祝い金、これはとてもいいことだと思うんですけれども、入学祝い金というのは一時的で、多分例

えば小学校入学するときにランドセルを買います。中学校に入学するときに自転車を買います。制服を買います。消えてしまいます。でも、アパート代、少しでも補填していただければ、とても若い世代の人たちにはありがたい施策だと思えることになるかと思えます。ぜひこの辺も含めて、この制度、こんなすばらしい制度がありますので、要項に沿って積極的に進めていただければと思います。将来を見据えたときに、アパートに住んでいる間に昭和村の土地を探して、そして昭和村に家を建てて、そのように好循環が期待されると思いますので、ぜひアパートに住んでいる方、よそから来た方、特に昭和村を知らない方がアパートに住んでいて、いきなり知らないところに住んでいて知らない土地を買うということはまずないと思います。昭和村に住んでいてよかったね。じゃ土地を探そうね。どこに土地を探そうか。昭和村っていいところだね。そういう循環が生じるのではないかと私は考えています。村長はいかがでしょう。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問につきましては企画課長から答えますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） まず、この借り上げ賃貸住宅の制度につきましては、まず村が募集をして、アパートを建てていただける方を募集をかけて、その方と契約を交わして、当時でいうPFIという事業があったんですけれども、民間の活力を使いましょうという事業の中で立ち上げた事業でございます。そして、先ほど佐藤議員さんがおっしゃるとおり、要項、これは条例があって条例施行規則があって要項は3つもありまして、一番最後のところに20世帯を目安に設定をしていきたいということでございました。

要項の制定が先ほどおっしゃったとおり、平成16年ですね。18年から実施をしていまして、ちょっと訳があって競売に関わってしまったという経緯がありました。そして、24年から契約主が変わったということの経緯で動いております。その後、要項のとおり20世帯ということであったんですが、皆さんご承知のとおり川額地区、糸井地区にたくさんアパートができてきたということで、前任者の担当者から聞きますと、民間を圧迫するような

ことのないようにしたほうがいいんじゃないかということの中から、今の現状を維持しているということで聞いています。

その部分については、当初補助金も今10%だったんですが、当初20%が、物件も大分古くなってきたこともあって全体的な家賃も下がったことから、補助額も10%でなっております。そういうことの中で進めておりますので、今のところ村が借り上げた、そしてそこに住んでいただいた方に出す補助金というのはまだ継続をしていますし、この要項があることで、また違うところでもし必要な場合は設定ができますので、この要項のまま継続をさせていただこうと思うんですが、現状では今のままでよろしいのではないかなと思っております。

ただ、ほかの事業としまして県の事業でもあるんですけども、もしそういう方が昭和村に来たいよといった場合に、結婚新生活支援補助金という制度があります。この条件につきましては、夫婦の所得の合計が500万未満とか、年齢が39歳以下で結婚をするということで昭和村のほうで来るとなると、引っ越しの費用からいろんなものが補助金として出るんですね。そういうものを使っていただくことで、民間のアパートに引っ越しをしてきた方にも補助金が出せるという制度がございますので、まずそういう制度を使っておく。そしてまた、先ほど村長の答弁もありますとおり、保育料、給食費、大分無償化になってきていて、大分子育てには非常に優しい村づくりになってきているんじゃないかなというふうに思っているんですが、そういう事業を活用していただいて、今あるこの借り上げて賃貸住宅として補助を出しているものについては、対象者につきましては住宅を確保することが困難な方という方が一応対象になっておりますので、まずちょっと子育て世代とは少しちょっと趣旨が少し変わってきてしまうところもあるんですので、全体の村内でということであると、今のところでは今の現状の事業を継続をしていくということでおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 要項は継続していただくということで、ぜひその要項は継続していただいて、もし先ほど課長がおっしゃったように、何かそういうときがあれば、その要項を使って何らかの形で村民を救ってあげると。ぜひそういう手立てにしていただきたい

と思います。特に、やっぱり家を建てたいとか、そう思っている人たち、アパートに暮らす。川額にはアパートがたくさんあります。その方たちがいろいろ見たときによそに行かないように、できるだけ昭和村にキープして昭和村で暮らして昭和村に家を建ててということができるよう、そういった要項も一つの手立てとして使っていただければありがたいかなと思います。

子育て世代でだけじゃなくて、私が先ほどちょっと言ったんですけれども、結婚支援の関係も、やっぱり家をアパートを借りるっていうのは何か月分から払わなきゃいけないんですよね。最初の初期投資がものすごいんですよね。大変なんですね。そういったことも含めると、初期投資の補助はできないけれども、毎月の補助はできるよという、そういう制度が昭和村にあるよということであれば、じゃあ昭和村に将来住みたいねということにつながるのではないかと思いますので、ぜひその要項は有効に活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。お願いです。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 引き続き、お願いします。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） それでは、3項目めでございます。

農畜産物のブランド化と、その宣伝のためのキャラクター制作について質問いたします。

野菜王国昭和村の発信力強化のため、農畜産物のブランド化の積極的な推進と、さらに村をPRするためにキャラクターを制作し、宣伝の効果を期待します。ブランドの力は村の宣伝にもつながります。沼田市は天狗の枝豆、それから川場村は献上米といわれています。雪ほたか等、近隣のほかの市町村ではブランド力を活かし、様々な方法で魅力を発信しています。特に、沼田市はいろんなものを沼田市独自で、これもブランド、生鮮食品のブランド、いろんな形でのブランドを推進しております。

昭和村の場合は、首都圏の台所、野菜王昭和村、この本村ならではの農畜産物を活用したブランド化を積極的に推進していただき、村の魅力を全国、世界に発信するよう事業展開を村が率先して進めていただくことを願います。村の活性化、笑顔があふれる村づくりを若者を中心に推進してください。ブランド化により、農畜産物の付加価値が上がると考えます。具体策として、地理的表示G I 保護制度に産品登録を考えてはいかがでしょうか。

この制度は、産地の歴史や風土などと結びつき、付加価値のある農産物等を知的財産として保護することを目的としています。

村の宣伝、PRを目的としたキャラクターも重要かと考えます。今「ぐんまちゃん」が大活躍をしています。村でも県や友好姉妹都市の玉村のキャラクター等から宣伝効果のノウハウを学んでいただき、魅力の発信に努めてください。未来の昭和村のさらなる発展に期待いたします。

それでは村長、答弁をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの農畜産物のブランド化とキャラクター制作についてのご質問にお答えいたします。

初めに、農畜産物のブランド化についてですが、現在村では野菜王国昭和村のロゴマークを生産者の方に申請していただくことにより、農畜産物の袋や箱などに使用できるようになっております。消費者等へ野菜王国昭和村を周知することにより、知名度の向上が図られ、ブランド化へつながればと考えております。

また、ご提案の地理的表示保護制度についてですが、ご質問のとおり、この制度は地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因、環境の中で長年生まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度であります。この制度に登録されるためには、特定農林水産物等であること等の幾つかの要件がありますので、本村で生産されている農畜産物の登録の可能性について、関係機関へ確認したいと思っております。

次に、キャラクター制作についてですが、村のキャラクターはありませんが、観光の拠点である道の駅めぐり一む昭和では「しょうわんくん」が活躍しております。また、全国的に有名なぐんまちゃんもおりますので、それらとタイアップし、昭和村をPRしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） しょうわんくんができて、しょうわんくんがいるのも承知してお

ります。しょうわんくんにはぜひ道の駅のキャラクターとして活躍していただきたいと思っております。

先日もぐんまちゃんを活用したハウレンソウのパッケージが新聞に掲載されていました。ハウレンソウもブランド化され、さらにそれをキャラクターが宣伝するという好循環が生まれていたと私は感じました。ぜひ昭和村の農畜産物のブランド化の推進を、しょうわんくんいますけれども、道の駅、それからJAや関係事業所と連携し進めてください。

そして、昭和村を前面に宣伝してくれるキャラクターをつくってください。キャラクターの効果はかなり期待されるものがあると思います。昭和村は、野菜王国昭和村です。しょうわんくんは多分昭和村をつくって「しょうわん」としたんだと思うんですけれども、ぜひ昭和村、野菜王国昭和村、宣伝できるようなものができればいいかなと思っております。

先日、玉村の花火大会に行ったときも、タオルにキャラクターの「たまたん」がプリントアウトされていて、玉村町を大いに宣伝していました。村民から案を募るなどして、ぜひ昭和村が広く皆さんに知っていただくため、昭和村らしい未来の宣伝用イメージキャラクターをつくって、そのキャラクターに頑張ってくださいことを期待いたします。村長、しょうわんくんのほかにキャラクター、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問については企画課長より答えますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） キャラクターでしょうか。すみません。しょうわんくんというのは道の駅で承知はしております。

また、その関係だとすると、産業課のほうでも情報がありますので、産業課長にもお願いできればと思うんですが、よろしく願いします。

○議長（片柳悦夫君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

キャラクターにつきまして、農産物のキャラクターになると思うんですけれども、前にこんにゃくのキャラクターはあったと思うんですけれども、それも今はなくなっていると思うんですけれども、キャラクターをつくってPRがいいんだか、ブランド化につながる何か特化したものにしていったほうがいいのか、そういうのも含めて検討していきたいと考えます。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） 以前やっぱり「くまモン」とか「ふなっしー」とか、ぐんまちゃんとか投票してどこが1番だ2番だという時代がありました。その頃、多分昭和村も何かキャラクターないかみたいなことをちょっと考えた経過はあると思います。それは多分企画課だったと思います。今、産業課長が答えたんですけれども、企画課も一時そんなことを考えたことはございました。ただ、それが消えてなくなったという、そんな経過はございます。なので、ぜひキャラクター、村民から募っていただいて、キャラクターに頑張っていていただいて、昭和村をいろんな形でブランド、野菜のブランドもそうですけれども、いろんな形で宣伝していただければと思います。しょうわんくんもおりますので、しょうわんくんと連携して、しょうわんくんに一任するのであれば、ぜひしょうわんくんも活用して昭和村を宣伝していただければと思っています。

それはなぜかという、ぐんまちゃんというのはもともと「ゆうまちゃん」でした。ゆうあいピックのときにできたものでございます。県庁の職員がある一人の女性の方なんですけれども、その方がつくったそのキャラクターが、ゆうまちゃんが命名変更しましてぐんまちゃんになりました。そして、今のぐんまちゃんは一世を風靡しております。どこのちょっとした何とかパークとかそういうところに行くと、ぐんまちゃんのグッズがあります。他市町村から来た方たち、特に子供さん連れはぐんまちゃんの商品、かなり人気があります。なので、ぐんまちゃんすごいと思うんですけれども、そういった形で昭和村もキャラクター、特に昭和村は野菜王国昭和村なので、日本一を誇るこんにゃくいももございますので、ぜひそういったものを活用しながら、ブランド力もアップしながら、そうすると生産性の向上にもつながるのではないかと思います。村長の公約の中で、魅力のある

農産物の積極的発信、これをうたってございます。そういった中でも、こういったものも含めて考えていただければ、昭和村も日本だけでなく世界に発信することは、村長よくお考えかと思うんですけれども、日本だけでなく世界にも発信できているんじゃないかと。ちょっとかなり広くなってしまいうんですが、そういったことも見据えた上で、今日、明日でなくて、将来の数年後、5年後、10年後を見据えた上での今がありますので、ぜひ今から考えていただいて、昭和村をよりよい昭和村にさせていただきたいと思っております。村長、いかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） キャラクターにつきましては、当時佐藤議員おっしゃるように、かなりヒットした部分がありました。どこの県も競ってキャラクターをつくったわけですが、実質的に最終的に残ったのは、くまモンとぐんまちゃんだけかという気がするんですけれども、それだけやっぱりキャラクターというのは非常に難しいところがあると思います。ですから、私が考える部分についてはやっぱりふるさと納税ですね。今本当にたくさんのふるさと納税の返礼品で使わせていただいている部分があるんですが、そういったものに、今昭和村のロゴマークがございまして、そういったロゴマークで対応していったほうが一番安価で効果があるというふうに考えておりますので、キャラクターの導入につきましては、ぐんまちゃんがトラクターに乗っているのも十分かなと思いますので、そういった意味ではご理解いただきたいと思っております。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ロゴマークも重々承知しております。最初は野菜王国の群馬県でした。今、群馬県というところを昭和村に直しました。ですので、昭和村をPRしている、一番よく知ってると思うんですけれども、グリーンをベースとしたロゴマークでございまして。そのときは本当に考えました。色も考えました。商標登録もしていると思います。なので、そういったことも含めていろんな形で昭和村の野菜、あるいはいろんなものをブランド化して宣伝していただいて、昭和村をいろんなところに発信していただきたいと思っております。ぜひいろんなことを前進できるように進めて、村長には積極的にリーダーシップを

發揮して進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（片柳悦夫君） これにて本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（片柳悦夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は9日午前9時30分に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時 7分散会